

表 4. 4-10(2/3) 注目すべき動物の状況：鳥類

種名	①	②	③	④	⑤
アカツクシガモ			DD		
ツクシガモ			VU		
オシドリ			DD		
トモエガモ			VU		
アカハジロ			DD		
シノリガモ				LP	
ミサゴ			NT	NT	1, 4
ハチクマ				NT	1, 4
オジロワシ	○	○	VU	VU	1, 2, 4
オオワシ	○	○	VU	VU	1, 2, 4
オオタカ		○	NT	NT	1, 4
ツミ				DD	1, 4
ハイタカ			NT	NT	1, 4
サシバ			VU	VU	
イヌワシ	○	○	EN	CR+EN	1, 4
チュウヒ			EN	NT	
ハヤブサ		○	VU	NT	1, 4
チゴハヤブサ				要注目	1, 4
ウズラ			VU	CR+EN	1, 4, A
クイナ				要注目	
ヒメクイナ				要注目	
ヒクイナ			NT		
オオバン				要注目	1
タマシギ			VU		
シロチドリ			VU		
ケリ			DD	要注目	
ハマシギ			NT		
ヘラシギ			CR	NT	1
シベリアオオハシシギ			DD	DD	
ツルシギ			VU		
アカアシシギ			VU	NT	1
カラフトアオアシシギ			CR		
タカブシギ			VU		
オオソリハシシギ			VU		
ホウロクシギ			VU	NT	
オオジシギ			NT	NT	1, 4
セイタカシギ			VU		
ツバメチドリ			VU		
ズグロカモメ			VU	要注目	
オオアジサシ			VU		
コアジサシ			VU	VU	1, 2, 4
ウミガラス			CR		
ケイマフリ			VU		
マダラウミスズメ			DD		
ウミスズメ			CR		
ウトウ				CR+EN	
トラフズク				DD	1
コミミズク				要注目	1
オオコノハズク				DD	1

表 4.4-10(3/3) 注目すべき動物の状況：鳥類

種名	①	②	③	④	⑤
アオバズク				NT	
フクロウ				要注目	
ヨタカ			NT		
コシアカツバメ				要注目	
セグロセキレイ					4
サンショウクイ			VU	VU	1, 4
チゴモズ			CR	CR+EN	1, 4
アカモズ			EN	CR+EN	1, 4
ノビタキ				LP	
オオセッカ			EN	CR+EN	
コジュリン			VU	NT	
ホオアカ					1
ノジコ			NT	要注目	1
79 種	5 種	5 種	60 種	49 種	33 種

表 4.4-11 注目すべき動物の状況：爬虫類

種名	①	②	③	④	⑤
アカウミガメ			EN		
ニホンイシガメ			NT	DD	1, 4, A
クサガメ				DD	1
3 種	0 種	0 種	2 種	2 種	2 種

表 4.4-12 注目すべき動物の状況：両生類

種名	①	②	③	④	⑤
トウホクサンショウウオ			NT	NT	1, 4
クロサンショウウオ			NT	LP	4
アカハライモリ			NT		
ニホンアカガエル				NT	
トウキョウダルマガエル			NT	NT	
ツチガエル				NT	
6 種	0 種	0 種	4 種	5 種	2 種

表 4.4-13(1/3) 注目すべき動物の状況：昆虫類

種名	①	②	③	④	⑤
コバネアオイトトンボ			EN	CR+EN	
アオモンイトトンボ				VU	
ヒヌマイイトトンボ			EN	CR+EN	1, A
モートンイトトンボ			NT		
カラカネイトトンボ				CR+EN	
ムスジイトトンボ				CR+EN	
マダラヤンマ			NT	VU	
オオルリボシヤンマ				NT	
カトリヤンマ				NT	1

表 4. 4-13 (2/3) 注目すべき動物の状況：昆虫類

種名	①	②	③	④	⑤
ヤブヤンマ				VU	
ウチワヤンマ				NT	1
チョウトンボ				VU	
キトンボ				VU	1
ハマベハサミムシ				NT	
オオハサミムシ				NT	
スズムシ				VU	1
ハマスズ				CR+EN	
ヤマトマダラバッタ				VU	2
カワラバッタ					1
スナヨコバイ			NT		
ヒメオオメナガカメムシ				NT	
コオイムシ			NT	NT	1, A
タガメ			VU	CR+EN	1, A
タイコウチ					1, A
オオウスバカゲロウ				CR+EN	
ルリハダホソクロバ			NT		
チャバネセセリ				要注目	
アサマイチモンジ				NT	
オオムラサキ			NT	NT	1
アオスジアゲハ					4
ツマキチョウ				NT	
ヒメシロチョウ			EN	CR+EN	
キアシマルガタゴミムシ				DD	
ヒメツヤマルガタゴミムシ				DD	
オオホシボシゴミムシ				DD	
ニッコウミズギワゴミムシ				VU	
エゾカタビロオサムシ				VU	
アカガネアオゴミムシ				DD	
キベリアオゴミムシ				DD	
オサムシモドキ				VU	
ヤマトトックリゴミムシ				DD	1
キンナガゴミムシ				NT	
ヒメホソナガゴミムシ				NT	
アシミゾナガゴミムシ				NT	
ヒョウタンゴミムシ				NT	
ヨツモンコミズギワゴミムシ				DD	
カワラハンミョウ			EN	CR+EN	1
クロゲンゴロウ			NT	VU	
ゲンゴロウ			VU	NT	1
マルガタゲンゴロウ			VU		
コケシガムシ				NT	
カラカネハマベエンマムシ				VU	
ハマベエンマムシ				VU	
アカウミベハネカクシ				NT	
アパタウミベハネカクシ				DD	
ウバタマムシ				DD	
タマムシ				CR+EN	
ゲンジボタル				要注目	1
ルリヒメジョウカイモドキ				要注目	
クロキオビジョウカイモドキ				要注目	
マメハンミョウ				DD	
ハマヒョウタンゴミムシダマン				要注目	

表 4.4-13(3/3) 注目すべき動物の状況：昆虫類

種名	①	②	③	④	⑤
ホソハマベゴミムシダマン				要注目	
ヒメホソハマベゴミムシダマン				要注目	
キボシカミキリ				要注目	
アオスジカミキリ				要注目	1, 2
ハマベクイゾウムシ				要注目	
トビイロヒョウタンゾウムシ				要注目	
ムツボシベッコウ			NT		
オオモンツチバチ				NT	
ニッポンハナダカバチ			VU	要注目	
キスジツチスガリ					1
72 種	0 種	0 種	16 種	63 種	18 種

表 4.4-14 注目すべき動物の状況：魚類

種名	①	②	③	④	⑤
スナヤツメ			VU	NT	1, A
ウナギ			DD		1
キンブナ			NT		
タナゴ			EN	VU	1
アカヒレタビラ			EN	CR+EN	1, A
シナイモツゴ			CR	CR+EN	1, EX
メダカ			VU	NT	1
シロウオ			VU	VU	
ヒモハゼ			NT		1
エドハゼ			VU	VU	1, 2
マサゴハゼ			VU		1, 2
アベハゼ					2
12 種	0 種	0 種	11 種	7 種	10 種

表 4.4-15 注目すべき動物の状況：底生動物

種名	①	②	③	④	⑤
ウミニナ			NT		
サザナミツボ			NT		
エドガワミズゴマツボ			NT		
モノアラガイ			NT		
マルガタゲンゴロウ			VU		
ヤマトゴマフガムシ				VU	
6 種	0 種	0 種	5 種	1 種	0 種

※表 4.4-9～15 の見出しの丸数字は表 4.4-8 に対応する。

【③④の凡例】

EX(絶滅)：既に絶滅したと考えられる種

CR+EN(絶滅危惧 I 類)：絶滅の危機に瀕している種

CR(絶滅危惧 IA 類)：ごく近い将来野生で絶滅の危険性が高いもの

EN(絶滅危惧 IB 類)：IA 類ほどではないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高いもの

VU(絶滅危惧 II 類)：絶滅の危険が増大している種

NT(準絶滅危惧)：存在基盤が脆弱な種

DD(情報不足)：評価するだけの情報が不足している種

要注目(要注目種)：現時点で普通に見られるものの、特徴ある生息・生育状況等により注目すべき種

【⑤の凡例】

・学術上重要な植物種

1: 仙台市においてもともと希産あるいは希少である種、あるいは分布が限定されている種

2: 仙台市が分布の北限、南限となっている種、あるいは隔離分布となっている種

3: 仙台市が模式産地(タイプロカリティ)となっている種

4: その他、学術上重要な種

・減少種

A: 以前に比べて減少傾向にあるが、現在はほとんど見ることのできない種

資料：平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書(平成 23 年、仙台市)

平成 15 年度自然環境に関する基礎調査業務報告書(平成 16 年、仙台市)

仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書(平成 14 年、宮城県)

国指定仙台湾海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区指定計画書(環境省案)(平成 18 年、環境省)

国指定仙台湾海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区指定計画書(環境省案)(平成 18 年、環境省)

井土浦ハゼ科魚類生息状況調査報告書(平成 23 年、株式会社エコリス)

(仮称)仙台市荒井南土地区画整理事業環境影響評価準備書(平成 24 年 5 月、仙台市荒井南土地区画整理組合設立準備委員会)

(仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価準備書(平成 24 年 6 月、仙台市荒井西土地区画整理組合設立準備委員会)

#### 4.4.2. 注目すべき生息地

注目すべき生息地については、「平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 23 年、仙台市）に示される動物生息地として重要な地域により把握した。

その結果は表 4.4-16 及び図 4.4-1 に示すとおりであり、蒲生干潟など 8 箇所が確認された。詳細は不明であるが、これらの多くは津波の影響を受けており、震災前の状況とは変わっている可能性がある。事業計画地は「低地の水田地帯」と重複する。

表 4.4-16 注目すべき生息地

番号	名称	対象	選定基準	内容
9	名取川・ 広瀬川中～ 下流域	鳥類	2, 7, 8	中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。
10	名取川河口	魚類	1, 4	塩分に比較的耐性がある河川下流の魚、周縁性淡水魚に加え、沿岸性の海魚が出現するため、魚類相が多様。
11	名取川 (下流域)	鳥類	1, 4, 8	河原のイカルチドリの生息・繁殖、オジロワシ等の猛禽類。アオジの生息及び繁殖。
12	七北田川 (中流域～ 河口)	哺乳類・ 鳥類	2, 8	川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくなってきている。
13	荒井の大沼	鳥類	4	マガン、その他水鳥の渡来地
14	低地の水田 地帯	鳥類	1, 7, 8	セッカの繁殖、ホオアカの繁殖。居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。
15	福田町の田園	鳥類	5, 7	市街地に残されたまとまった広がり確保された田園生態系として重要。かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。
16	蒲生干潟	鳥類	1, 4, 5, 6, 8	シギ・チドリ類の渡りの中継地、コクガン渡来地。
17	井土浦	鳥類	1, 4, 5, 6, 8	シギ類渡来地
18	仙台湾海浜	哺乳類・ 鳥類・ 昆虫類	1, 4, 5, 6, 8	海岸林も含めて動物の生息及び移動経路として極めて重要になってきた。また、ヤマトマダラバッタ等の海浜性昆虫が生息。
19	貞山運河	潮間帯 動物	1, 2	多様な潮間帯動物の生息。

資料：平成 22 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成 23 年、仙台市）

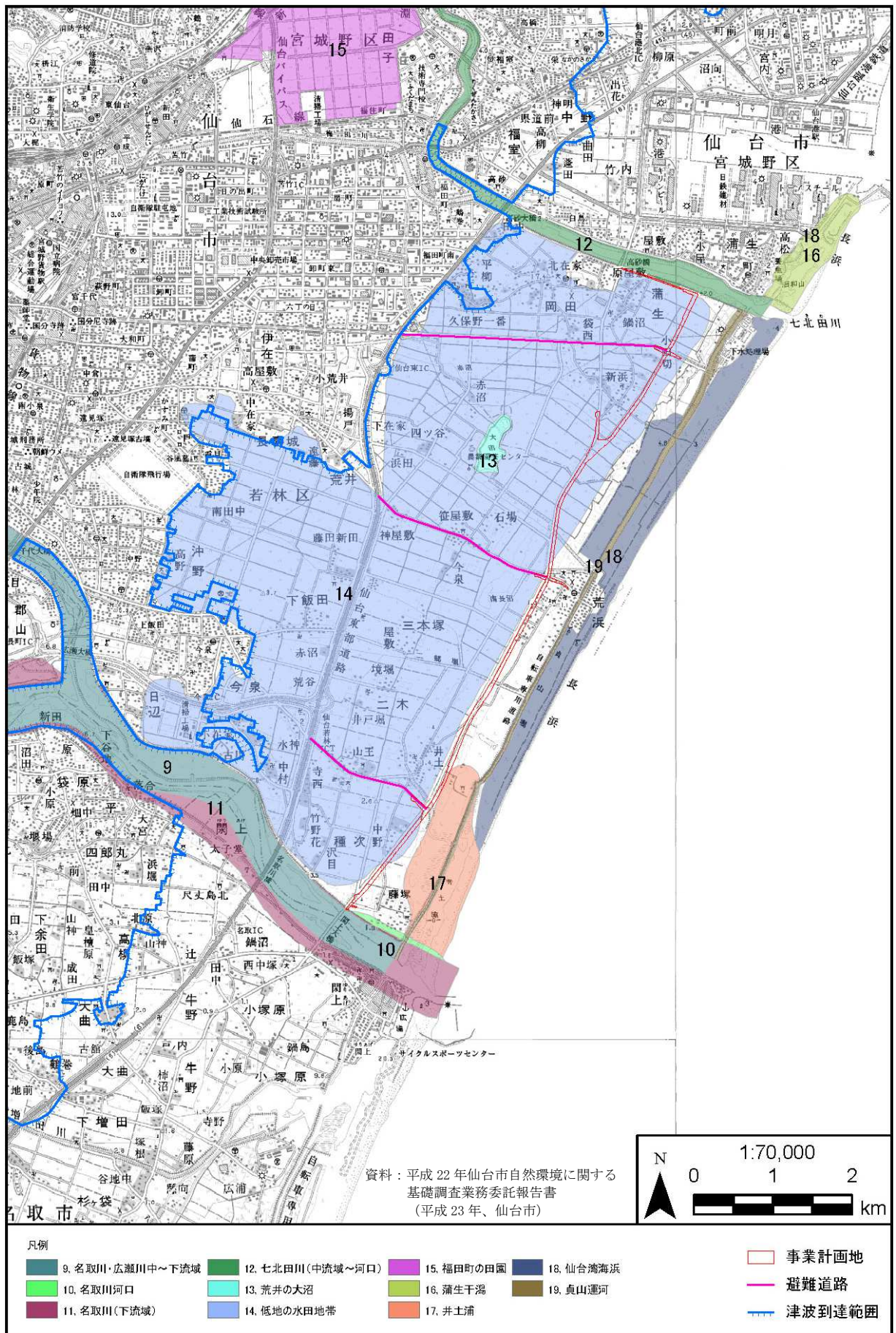


図 4.4-1 注目すべき生息地（動物生息地として重要な地域）

## 4.5. 景観

### 4.5.1. 自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況

自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の状況については、「平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成22年、仙台市）、「仙台市の指定・登録文化財」（仙台市HP）等の文献に基づいて把握した。

調査地域における自然的景観資源及び歴史的・文化的景観資源の分布状況は、表4.5-1～4及び図4.5-1に示すとおりである。

当地域は基本的に東から順に仙台湾、砂浜、クロマツ林、貞山堀、水田地帯という風景要素からなっており、水田地帯の中には集落や屋敷林（居久根）が島状に存在している。

地形・地質・自然現象や自然的景観資源は、大沼、赤沼、南長沼、井土浦、名取川・七北田川河口、仙台湾海岸にみられる。

歴史的・文化的景観資源としては、指定文化財等が存在するほか、寺社仏閣等もある。また、仙台平野の原風景である屋敷林（居久根）のある田園風景がみられる。

文献調査等によってこれらの景観資源の存在が明らかとなったが、東日本大震災の際の津波により多くの資源が被害を受けており、資源によっては震災前とは性質が大きく異なっている可能性がある。

事業計画地は、ほとんどが農地及び道路であり景観資源はない。

表 4.5-1 学術上重要な地形・地質・自然現象

No.	件名	選定理由	保全の状況	概要
9	大沼、赤沼、南長沼	仙台平野の原風景を残す湖	—	仙台平野がかつて一面の谷地、沼地であった名残を残す池沼であった。現在、埋立、浚渫及び護岸の整備により、オニバスなど自然度の高い植生を伴っていた往時の面影は失われている。
10	井土浦・名取川河口・七北田川河口など	潟湖・河川干潟・砂浜海岸の典型例、かつ動植物の重要な生育地	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区(井土浦)	潟湖、河口干潟、(近世の)運河などを伴う砂浜海岸。植生的にも、また、鳥類の生息地としても重要である。

資料：平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年、仙台市）

表 4.5-2 自然景観資源

No.	名称	種類	概要	見られ方	インパクト	保全の状況
87	蒲生干潟	湖沼	分類：潟湖 面積48,000㎡ 湖岸線延長2,700m	近・中	人の立入り、道路開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区
88	井土浦	湖沼	分類：潟湖 面積270,000㎡ 水深1.4m 湖岸線延長4,900m 貞山堀の陸側には大規模なヨシ原。	近・中	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発、ゴミの投棄	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区
89	南長沼	湖沼	分類：低地湖沼 面積20,000㎡ 水深0.8m 湖岸線延長900m 仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼。浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。	近	人の立入り、農林業開発、道路開発、周辺の開発	—
90	大沼	湖沼	分類：低地湖沼 面積17,000㎡ 水深5.5m 標高2m 湖岸線延長2,200m 仙台平野の原形をとどめる湿地状の湖沼。浚渫、埋立てにより、自然景観資源としての損失が著しい。	近・中	人の立入り、農林業開発、道路開発、周辺の開発	—
94	仙台湾砂浜海岸(深沼海岸)	砂浜・磯浜	分類：砂浜 延長9.5km 巾60m 山元町から続く砂浜海岸の一部。名取川河口から七北田川河口まで。砂浜の内陸側には、クロマツ林、貞山堀がある。	近・中・遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国設鳥獣保護区
95	長浜	砂浜・磯浜	分類：砂浜 延長1.9km 巾30m 山元町から続く砂浜海岸の一部。七北田川河口より北。内陸側には、蒲生干潟がある。	近・中・遠	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域、国設鳥獣保護区
201	広浦	湖沼	分類：潟湖 南部に大規模なヨシ原が広がる。	近・中	人の立入り、道路開発、水辺の開発、周辺の開発	仙台湾海浜県自然環境保全地域

資料：平成21年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成22年、仙台市）

表 4.5-3(1/2) 文献調査により把握した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種別区分	指定区分	所在地	解説
3	陸奥国分寺薬師堂 附 厨子1基・棟札1枚	建造物	国指定	若林区木ノ下3丁目8-1	陸奥国分寺薬師堂は、慶長12年（1607）、伊達政宗によって造営された。入母屋造、本瓦葺、素木造の桃山様式建築物である。なお、この薬師堂は奈良時代に建立された、陸奥国分寺跡にある。
5	陸奥国分寺跡	史跡	国指定	若林区木ノ下2丁目、3丁目	奈良時代の天平13年（741）、聖武天皇の命により、全国に建立された国分寺のひとつ。発掘調査の結果、講堂、金堂、七重塔など、14以上の建物を配する壮大な伽藍を持っていたことが分かっている。
6	陸奥国分尼寺跡	史跡	国指定	若林区白萩町	奈良時代の天平13年（741）、聖武天皇の命により、国分寺とともに、全国に建立された尼寺のひとつ。発掘調査により、金堂と推定される建物跡が見つかっている。
8	遠見塚古墳	史跡	国指定	若林区遠見塚1丁目ほか	仙台市内で最大の前方後円墳。県内でも名取市の雷神山古墳に次ぐ規模の大型古墳である。全長約110m。発掘調査では、ふたつの木棺が確認されている。構造や遺物から、古墳時代、4世紀末頃に造られたものとみられている。
15	苦竹のイチョウ	天然記念物	国指定	宮城野区銀杏町7-36	樹齢約1000年といわれるイチョウの巨木。幹から気根という根が乳房のように垂れていることから、乳銀杏ともよばれている。木の下に祀られる姥神にお参りすると乳の出がよくなるといわれ、現在でも祈願の対象となっている。
16	朝鮮ウメ	天然記念物	国指定	若林区古城2丁目	ウメの変種。臥龍梅。樹齢は約360年とみられている。この梅は伊達政宗が、文禄2年（1593）に朝鮮半島から持ち帰ったものと伝えられている。



表 4.5-3(2/2) 文献調査により把握した歴史的・文化的景観資源

No.	名称	種別区分	指定区分	所在地	解説
20	白山神社 本殿	建造物	県指定	若林区木 ノ下3丁目 9-1	白山神社はじめ陸奥国分寺の守り神であつたと伝えられるが、現在の本殿は江戸時代の寛永17年（1640）に再建されたものである。一間社流造こけら葺で、流れるような美しい形に、江戸時代初期のすぐれた技法がみられる。
28	陸奥国分 寺薬師堂 仁王門	建造物	県指定	若林区木 ノ下3丁目 8-1	この門は江戸時代、慶長12年（1607）の、薬師堂の創建にあわせて建立されたものと伝えている。入母屋造茅葺の八脚門で、左右には寺の守り神の仁王として、一对の金剛力士像が安置されている。
24	落合観音 堂 附 棟札1枚	建造物	県指定	太白区四 郎丸字落 合60	落合観音堂は、はじめ太白区袋原にあったが、江戸時代の寛永4年（1627）、伊達政宗が落合に移し、さらに昭和26年（1951）に現在地に移転した。素木造で屋根は入母屋造茅葺となっている。
33	善応寺開 山堂	建造物	市指定	宮城野区 燕沢2丁目 3-1	善応寺開山堂は、11尺四方、棧瓦葺、宝形造の建築物で、通玄禅師の坐像と位牌を祀っている。内部には墓石と厨子があり、上部に仙台藩四代藩主伊達綱村筆の扁額がかけられている。
51	善応寺横 穴古墳群	史跡	市指定	宮城野区 燕沢2丁目 3-1	宮城野区燕沢の善応寺裏山一帯に分布する、7世紀後半から8世紀前半にかけての横穴墓群。昭和23年（1948）から5次にわたって発掘調査が行われており、埋没しているもの含めると総数は百基を超えるものと推定される。出土遺物には土師器、須恵器のほか勾玉などがある。
101	洞口家住 宅	建造物	国指定	名取市大 曲字中小 路26	主屋、馬屋、表門の3棟から成り、堀といぐねをめぐらした環濠集落。江戸時代中期宝暦年間の建築。名取型として旧仙台領内最大規模の古民家。
102	東光寺石 造宝篋印 塔	建造物	名取市 指定	名取市下 増田字丁 地233	高さ234cm、江戸中期（寛延4年、1751年）の石造建造物。
103	開運橋	建造物	名取市 登録	名取市閑 上2・3丁目	昭和3年に貞山運河にかけられた橋。
104	閑上土手 の松並	天然記念物	名取市 登録	名取市閑 上字柳原 上他	閑上字新大塚付近一帯の名取川右岸堤防沿いの松並。

資料：仙台市の指定・登録文化財（仙台市 HP）

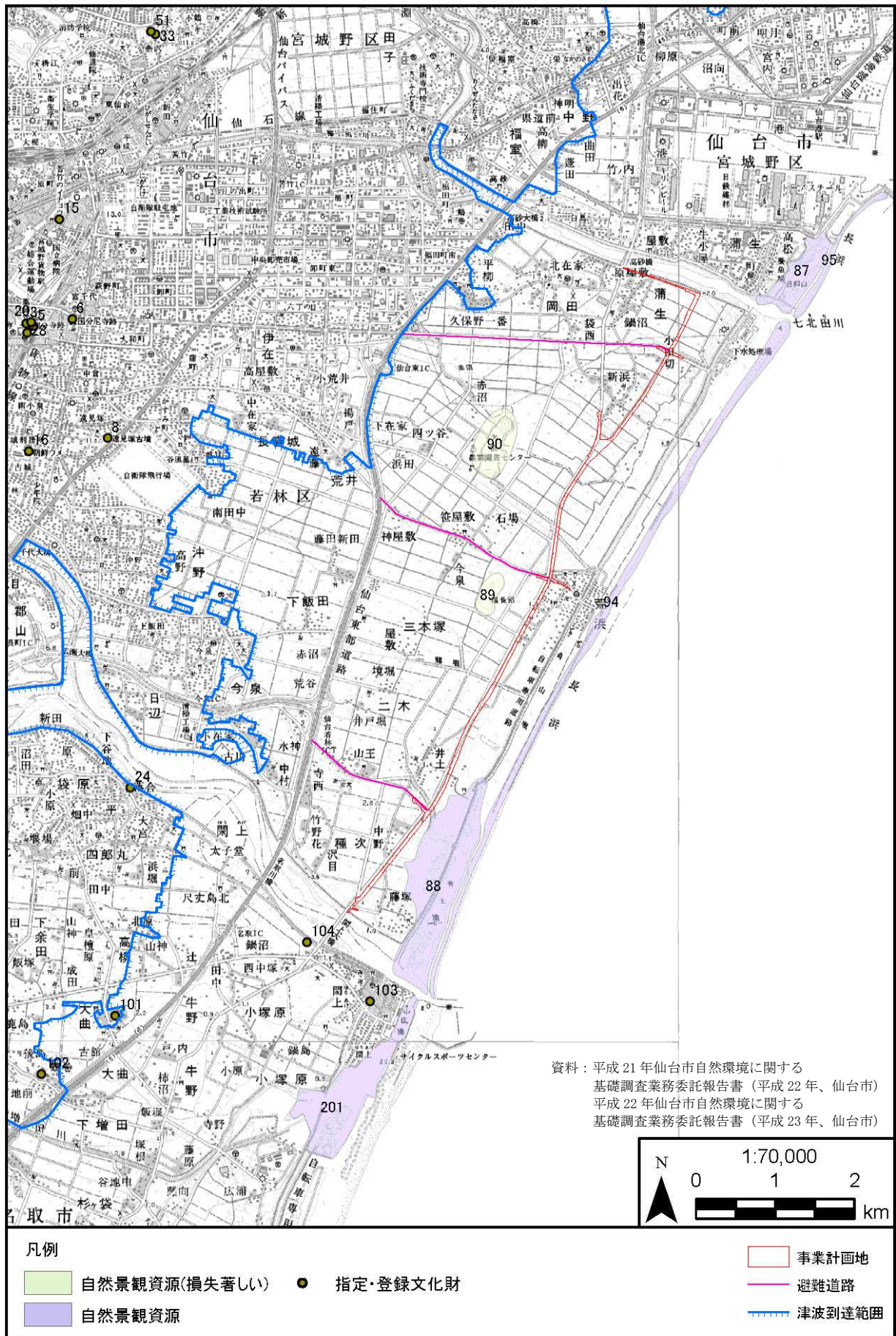


図 4.5-1 文献調査により把握した景観資源

#### 4.5.2. その他の環境資源

仙台市が策定した平成6年度自然環境基礎調査報告書(平成7年3月)では、地域の歴史・文化を背景とした資源の分布について、市内の中学校区単位で「家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの」についてアンケート調査が実施されている。

その結果は、表4.5-5に示すとおりである。

表4.5-5 家のそばで将来まで残したいもの・大切にしたいもの

区	中学校名	残したいもの・大切にしたいもの
宮城野	高砂	蒲生干潟
	田子	田園風景、七北田川
若林	六郷	田園風景、貞山堀、広瀬川
	七郷	深沼海岸(松林含む)
	沖野	広瀬川、田園風景
太白	袋原	落合観音、名取川

資料：平成6年度自然環境基礎調査報告書(平成7年、仙台市)

#### 4.5.3. 眺望の状況

調査地域における眺望は、事業計画地の西側は仙台平野の代表的な田園景観が広がっているのに対し、東側は松林と後背の海岸景観が南北に続いている。

事業計画地を望む主な眺望地点としては、表4.5-6及び図4.5-2に示すとおりである。なお、東日本大震災の影響を受け、事業計画地を眺望できる仙台東部道路以東の公共施設は、農業園芸センター及び冒険広場(平成23年度に数回臨時開園あり)を除き利用されていない。

表4.5-6 主な眺望地点

区分	No.	地点の名称
公園・レクリエーション施設	1	海岸公園
	2	農業園芸センター
	3	貞山堀(自転車道)
	4	深沼海水浴場
	5	冒険広場
	6	井土浦
既存集落	7	原屋敷集落
	8	新浜集落
	9	荒浜集落
	10	井土集落
	11	中野集落
	12	藤塚集落

#### 4.5.4. 震災後の状況

震災後の状況については、今後調査を実施して把握するが、景観資源は津波により大きな影響を受けているものと推察される。

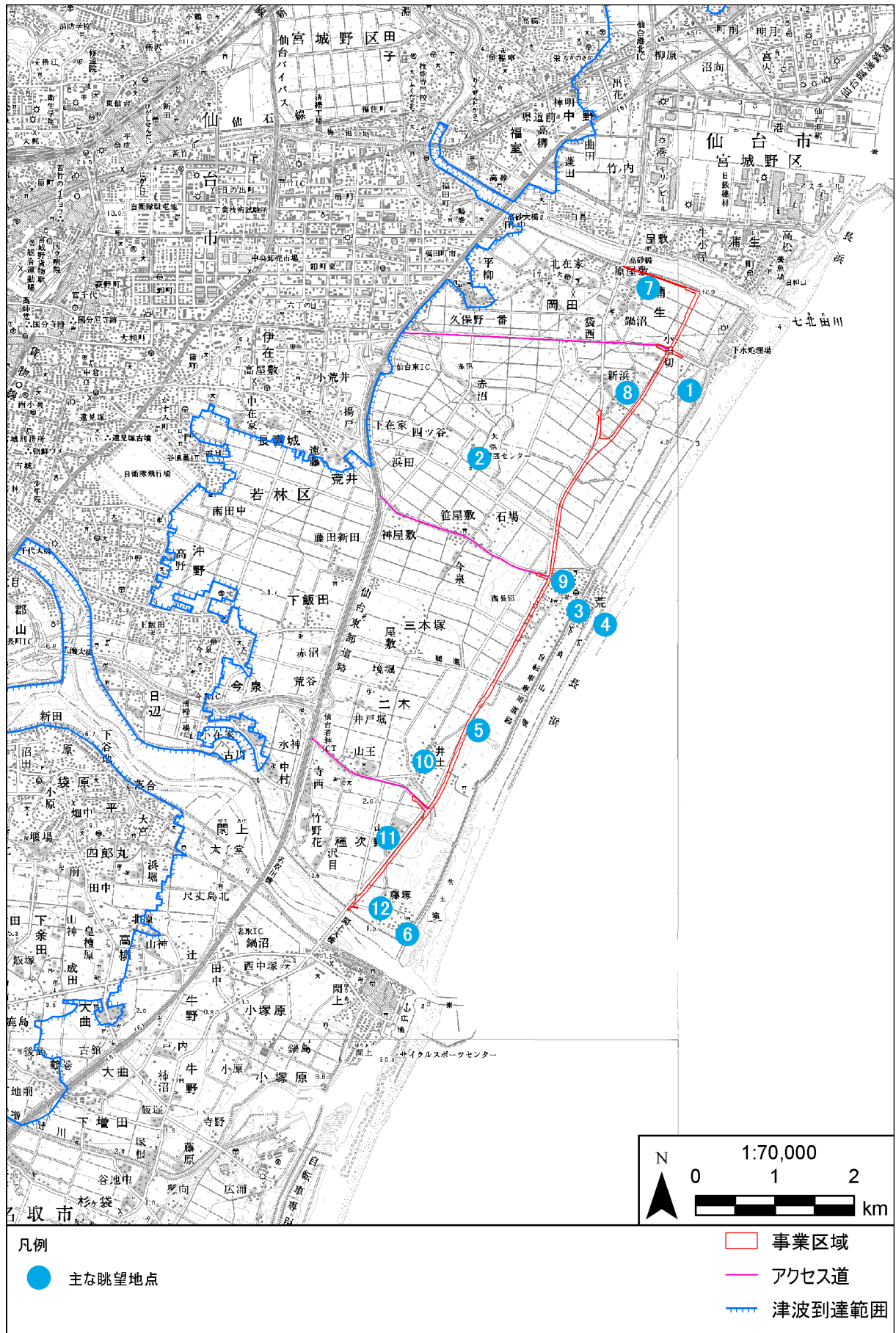


図 4.5-2 主な眺望地点

## 4.6. 自然との触れ合いの場

### 4.6.1. 調査地域の自然との触れ合いの場の状況

自然との触れ合いの場の状況については、宮城県土地利用規制図、宮城県土地利用基本計画図、仙台市公園・緑地等配置図等の文献に基づいて把握した。

#### 1) 地域性緑地

調査地域には表 4.6-1 及び図 4.6-1 に示すとおり、県自然環境保全地域、広域公園等の地域性緑地（法令に基づくもの）が存在する。

表 4.6-1 地域性緑地（法令に基づくもの）

区分	名称	面積等
県自然環境保全地域	仙台湾海浜県自然環境保全地域	1,507.7ha
広域公園	海岸公園	511.2ha

資料：宮城県土地利用規制図、宮城県土地利用基本計画図、仙台市公園・緑地等配置図

#### 2) 海辺、河川、湖沼との親水

調査地域には図 4.6-1 に示すとおり仙台市内唯一の海水浴場である深沼海水浴場がある。また、七北田川から名取川にかけての海岸沿いには、仙台自然休養林（160.93ha）が整備されており、市民の身近な緑、自然観察の場として利用されている。

河川との親水事業としては、表 4.6-2 に示すとおり、広瀬川において国土交通省による名取川直轄総合水系環境整備事業が行われている。

湖沼では、大沼が親水性の高い水辺整備が行われているほか、赤沼は釣り等に利用されている。

表 4.6-2 河川との親水事業

事業名	地区／事業内容	年次	事業概要
名取川直轄総合水系環境整備事業	広瀬川地区 水環境整備	平成12年度 ～15年度	導水施設（取水ポンプ場）、流量観測施設の設置
	広瀬川地区 利用促進	平成17年度 ～21年度	親水護岸の整備、アクセス施設整備（階段・スロープ）

資料：国土交通省東北地方整備局資料

#### 3) 緑との触れ合い

調査地域には、図 4.6-1 に示すとおり大沼に隣接して仙台市農業園芸センターがある。事業概要は表 4.6-3 に示すとおりである。

表 4.6-3 仙台市農業園芸センターの事業概要

項目	内容
開園年月日	平成元年6月
総面積	106,986㎡（うち、市民農園面積23,745㎡）
開園時間	午前9時から午後4時45分まで
事業内容	農業振興事業、市民園芸の啓発普及事業、農業交流事業 農業及び園芸の試験及び研究に関する事業、農業及び園芸の技術及び 経営の指導に関する事業など
各種講座	市民農業講座、老壮園芸学園、農業サポーター養成講座、農業者実践 セミナー、地産地消推進サポーター
主な催し物	梅を観る会、春の草花まつり、バラまつり、秋バラ鑑賞会、収穫まつり、 サマー・ウインター・フェスティバル、旬の香り市など

資料：仙台市農業園芸センターHP

#### 4) その他

調査地域には、七北田川から貞山堀に沿って一般県道仙台亘理自転車道線（仙台市宮城野区岩切～亘理町沖、43.4 km）が整備されている。また、名取市閑上には、サイクルスポーツセンターと閑上海浜プールが整備されている。

#### 5) 公園

調査地域には、表 4.6-4 及び図 4.6-2 に示すとおり、市街地や集落に公園が整備されており、市民の身近な自然との触れ合いの場となっている。

事業計画地に近接して、海岸公園（センター施設、野球場・庭球場、運動広場・パークゴルフ場、冒険広場、乗馬場等）や荒浜集落の街区公園が位置している。

#### 4.6.2. 震災後の状況

震災後の状況については、今後調査を実施して把握するが、上記の施設のほとんどが被災しているものと推察される。

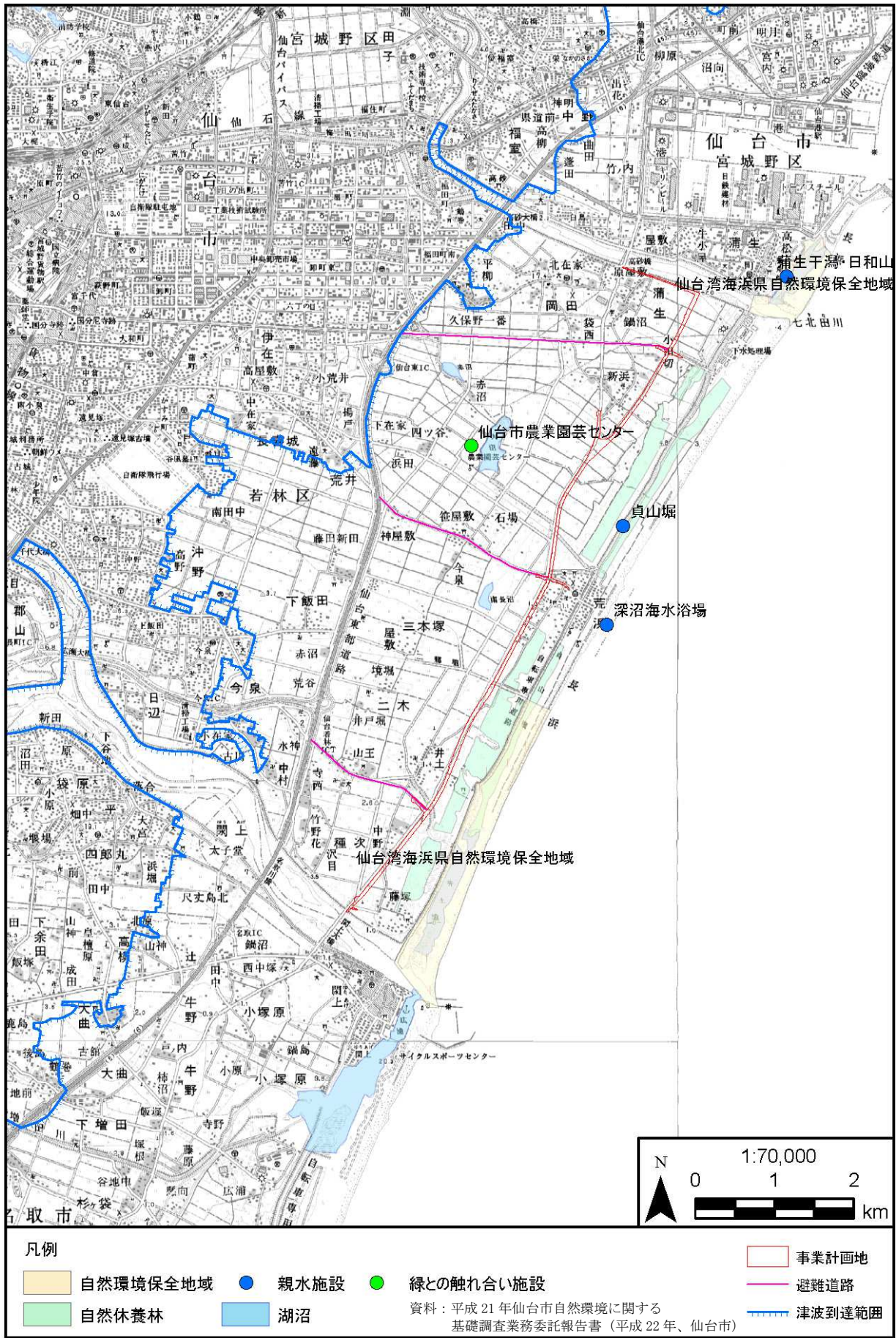


図 4.6-1 自然との触れ合いの場

表 4.6-4(1/4) 公園一覧

番号	名称	住所	番号	名称	住所
1	燕沢二丁目緑地	仙台市宮城野区燕沢二丁目16	527	館西6号公園	仙台市若林区沖野七丁目578-6
8	福室上町東公園	仙台市宮城野区福室五丁目220-1外	528	卸町東一丁目公園	仙台市若林区卸町東一丁目1005-3
9	中野北上公園	仙台市宮城野区中野字北上44-3	529	六丁の目南町公園	仙台市若林区六丁の目南町6-2
13	福室公園	仙台市宮城野区福室五丁目601-70	530	遠見塚一丁目5号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目249-24
16	燕沢一丁目公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目391	531	大和町一丁目東公園	仙台市若林区大和町一丁目114-30外
29	田子二丁目公園	仙台市宮城野区田子二丁目40-1	532	六丁の目北町公園	仙台市若林区六丁の目北町9-3
30	田子二丁目北公園	仙台市宮城野区田子二丁目6-4	533	館南7号公園	仙台市若林区沖野七丁目275-11
31	福室上町北公園	仙台市宮城野区福室六丁目29-1	534	門暮10号公園	仙台市若林区今泉一丁目45-9
34	燕沢東二丁目公園	仙台市宮城野区燕沢東二丁目66-3	535	館南6号公園	仙台市若林区沖野六丁目302-14
35	小鶴一丁目北公園	仙台市宮城野区小鶴一丁目203-15外	536	河原下9号公園	仙台市若林区沖野六丁目10-30
36	栄五丁目公園	仙台市宮城野区栄五丁目15	537	白萩西公園	仙台市若林区白萩町263
37	燕沢二丁目公園	仙台市宮城野区燕沢二丁目6-27	538	河原下7号公園	仙台市若林区沖野六丁目2-5
38	出花二丁目公園	仙台市宮城野区出花二丁目7-9	539	大和町二丁目公園	仙台市若林区大和町二丁目53-2
39	福室上町南公園	仙台市宮城野区福室三丁目9-2	540	下飯田築道公園	仙台市若林区六郷103-6外
41	栄一丁目公園	仙台市宮城野区栄一丁目85-3	542	荒井土才敷公園	仙台市若林区荒井土才敷13-3
46	上田子2号公園	仙台市宮城野区田子三丁目507	543	上飯田遠西2号公園	仙台市若林区上飯田一丁目76-2
47	田子要害東公園	仙台市宮城野区田子一丁目252-1	544	館西5号公園	仙台市若林区沖野二丁目36-7
50	燕沢三丁目公園	仙台市宮城野区燕沢三丁目66-75	545	河原下3号公園	仙台市若林区沖野七丁目131-17
52	田子小原公園	仙台市宮城野区田子三丁目111-4	546	館南9号公園	仙台市若林区沖野六丁目281-13
56	福室境公園	仙台市宮城野区福室七丁目1-42	547	六丁の目中町西公園	仙台市若林区六丁の目中町9-1
62	出花西公園	仙台市宮城野区栄四丁目10-7	548	門暮8号公園	仙台市若林区今泉一丁目132-10外
63	栄東公園	仙台市宮城野区栄四丁目20-5	549	遠見塚二丁目3号公園	仙台市若林区遠見塚二丁目404-11
64	宿在家公園	仙台市宮城野区栄三丁目5-8	551	遠見塚二丁目公園	仙台市若林区遠見塚二丁目241-4
65	福在公園	仙台市宮城野区栄二丁目7-6	552	新神柵公園	仙台市若林区沖野二丁目265-5
69	栄公園	仙台市宮城野区栄四丁目4-1	553	館南4号公園	仙台市若林区沖野七丁目241-48
71	福室寺前公園	仙台市宮城野区福室五丁目36-9	554	木ノ下公園	仙台市若林区木ノ下二丁目69
72	吉ヶ沢東公園	仙台市宮城野区燕沢東二丁目62-31	555	門暮7号公園	仙台市若林区今泉一丁目86-39
82	鶴ヶ谷八丁目公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷八丁目6	556	中柵東7号公園	仙台市若林区沖野三丁目91-5
83	鶴ヶ谷七丁目南公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷七丁目8	557	館西4号公園	仙台市若林区沖野二丁目25-4
84	屋舗公園	仙台市宮城野区新田三丁目49-2外	558	中柵東6号公園	仙台市若林区沖野三丁目69-7
86	西田公園	仙台市宮城野区新田三丁目261-1外	559	中柵東5号公園	仙台市若林区沖野七丁目134-2
206	安養寺三丁目公園	仙台市宮城野区安養寺三丁目20-32	560	河原下6号公園	仙台市若林区沖野六丁目44.6
208	東仙台六丁目公園	仙台市宮城野区東仙台六丁目158-27	561	中柵東4号公園	仙台市若林区沖野七丁目54-6
214	安養寺下東公園	仙台市宮城野区東仙台七丁目7-133	562	門暮6号公園	仙台市若林区今泉一丁目12-19
215	安養寺下西公園	仙台市宮城野区東仙台七丁目7-183	563	門暮5号公園	仙台市若林区今泉一丁目50-5
221	鶴ヶ谷一丁目東公園	仙台市宮城野区鶴ヶ谷一丁目10	564	大和町五丁目公園	仙台市若林区大和町五丁目52-9
511	銀杏町緑地	仙台市宮城野区銀杏町723	565	河原下5号公園	仙台市若林区沖野六丁目18-6
512	高砂二丁目緑地	仙台市宮城野区高砂二丁目26-2	566	河原下4号公園	仙台市若林区沖野六丁目96-6
513	伊勢公園	仙台市若林区荒浜新一丁目4	567	中倉二丁目公園	仙台市若林区中倉二丁目201-9
515	遠見塚一丁目4号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目230-8	568	館西3号公園	仙台市若林区沖野二丁目48-14
516	沖野二丁目公園	仙台市若林区沖野二丁目123-8	569	中柵東3号公園	仙台市若林区沖野三丁目152-10
517	遠見塚二丁目2号公園	仙台市若林区遠見塚二丁目226-11	570	館西2号公園	仙台市若林区沖野二丁目82-10
518	遠見塚一丁目3号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目18-4	571	白萩公園	仙台市若林区白萩町62
519	館南8号公園	仙台市若林区沖野六丁目295-17	572	尼坪公園	仙台市若林区大和町三丁目18-1
520	沖野一丁目公園	仙台市若林区沖野一丁目415-24	573	牛踏公園	仙台市若林区大和町四丁目506-1
521	遠見塚一丁目2号公園	仙台市若林区遠見塚一丁目20-7	574	柳公園	仙台市若林区大和町三丁目6
522	遠見塚一丁目公園	仙台市若林区遠見塚一丁目234-9	575	松木公園	仙台市若林区大和町五丁目804-2
523	六丁の目中町公園	仙台市若林区六丁の目中町29-1	576	門暮1号公園	仙台市若林区今泉一丁目139-3
524	四本松公園	仙台市若林区荒浜新二丁目9-1	577	若林五丁目公園	仙台市若林区若林五丁目32-16
526	中柵東8号公園	仙台市若林区沖野三丁目73-13	578	門暮4号公園	仙台市若林区今泉一丁目64-2外



表 4.6-4(2/4) 公園一覽(2/4)

番号	名称	住所	番号	名称	住所
579	一本杉町公園	仙台市若林区一本杉町317-21	634	福室半在家公園	仙台市宮城野区福室三丁目407-3外
580	中柵東1号公園	仙台市若林区沖野七丁目147-2	635	田中東一番公園	仙台市宮城野区福室字田中東一番14-8
581	河原下2号公園	仙台市若林区沖野六丁目125-2	636	田中前二番公園	仙台市宮城野区福室字田中前二番1-12
582	河原下1号公園	仙台市若林区沖野六丁目50-3	637	中野2号公園	仙台市宮城野区中野字牛小舎23-74外
583	籬西1号公園	仙台市若林区沖野二丁目53-2	638	鶴巻一丁目東公園	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1006-1
584	籬南1号公園	仙台市若林区沖野六丁目326-11	639	鶴巻一丁目西公園	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1010-1
585	大和町一丁目南公園	仙台市若林区大和町一丁目205-32	641	仙石南公園	仙台市宮城野区仙石89-16
586	大和町一丁目北公園	仙台市若林区大和町一丁目240-6	642	原町四丁目公園	仙台市宮城野区原町四丁目146-9
587	三寿美田公園	仙台市若林区中倉三丁目109-8	643	仙石西公園	仙台市宮城野区小鶴字仙石58-22
588	御休場南公園	仙台市若林区若林六丁目36-9	644	出花一丁目公園	仙台市宮城野区出花一丁目12-4
589	門暮3号公園	仙台市若林区今泉一丁目75-4	645	東仙台三丁目公園	仙台市宮城野区東仙台三丁目232-5
590	今泉二丁目2号公園	仙台市若林区今泉二丁目28-10	646	平成一丁目南公園	仙台市宮城野区平成一丁目34-8
591	上飯田三丁目公園	仙台市若林区上飯田三丁目57-22	647	蒲生土手前3号公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目15-6
592	今泉一丁目西公園	仙台市若林区今泉一丁目351-25	648	中野向田公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目177-1外
593	内手東公園	仙台市太白区袋原字内手10-2	649	港南東公園	仙台市宮城野区蒲生字南城道田5-4外
594	法地北公園	仙台市太白区中田町字法地北24-20	650	港南西公園	仙台市宮城野区蒲生字南屋ヶ城1-27外
595	広瀬川飯田緑地	仙台市太白区飯田字河原95-1外	651	高砂一丁目西公園	仙台市宮城野区高砂一丁目18-8
596	土手畑7号公園	仙台市若林区上飯田二丁目59	652	白鳥一丁目公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目265-3外
597	沖野二丁目東公園	仙台市若林区沖野二丁目85-16	654	平成一丁目公園	仙台市宮城野区平成一丁目581-89
598	広瀬川若林緑地	仙台市若林区若林地先	655	蒲生町公園	仙台市宮城野区蒲生字町12-12
600	中田東公園	仙台市太白区中田町字東59-29	656	幸町三丁目公園	仙台市宮城野区幸町三丁目505-24
602	遠見塚東公園	仙台市若林区遠見塚東169-5	657	蒲生西屋敷添公園	仙台市宮城野区蒲生字西屋敷添3-1
604	法地南緑地	仙台市太白区中田町字法地南3-6	658	原町カックウ公園	仙台市宮城野区原町二丁目37-2外
605	荒浜新緑地	仙台市若林区荒浜新二丁目20-7	659	高砂二丁目向田公園	仙台市宮城野区高砂二丁目8-3
606	大和町五丁目緑地	仙台市若林区大和町五丁目701-6	661	原前2号公園	仙台市太白区袋原三丁目36-55
608	南宮城野公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目36-1	663	吹上2号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上28-26
609	宮千代公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目9-1	664	中田土手内公園	仙台市太白区中田町字土手内59-2
610	志波北公園	仙台市宮城野区萩野町二丁目7-1	665	寺浦2号公園	仙台市太白区中田町字寺浦33-2
611	清水田公園	仙台市宮城野区萩野町三丁目6-1	666	内手公園	仙台市太白区袋原字内手62-7
612	谷地館公園	仙台市宮城野区宮千代三丁目3	668	吹上3号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上31-15外
613	萩野町公園	仙台市宮城野区萩野町三丁目10	669	四郎丸神明2号公園	仙台市太白区四郎丸字神明19-13
614	新田公園	仙台市宮城野区新田四丁目12	670	南首長公園	仙台市太白区中田町字南首長104-2
615	福住町公園	仙台市宮城野区福住町9-2	672	袋原台東公園	仙台市太白区袋原四丁目42-6
616	町浦公園	仙台市宮城野区福田町二丁目365	673	四郎丸神明3号公園	仙台市太白区四郎丸字神明27-5
617	小鶴公園	仙台市宮城野区新田四丁目25	674	法地南公園	仙台市太白区中田町字法地南27-9外
618	川北公園	仙台市宮城野区新田5丁目9	675	四郎丸戸ノ内公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内10-17
619	耳取公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目528	676	袋原北中江公園	仙台市太白区袋原三丁目34-3
620	高砂駅西公園	仙台市宮城野区福室二丁目7-8外	677	四郎丸大宮公園	仙台市太白区四郎丸字大宮1-33
621	中野公園	仙台市宮城野区中野字牛小舎25-26	678	袋原下谷地西公園	仙台市太白区袋原字下谷地128-17
622	高砂公園	仙台市宮城野区福室一丁目46-17外	679	四郎丸神明4号公園	仙台市太白区四郎丸字神明85-6
623	福田町四丁目公園	仙台市宮城野区福田町四丁目5-1	680	四郎丸昭和裏公園	仙台市太白区四郎丸字昭和裏35-4外
625	耳取2号公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目96-11	681	四郎丸昭和裏2号公園	仙台市太白区四郎丸字昭和裏23-3外
626	海道下公園	仙台市宮城野区東仙台三丁目120-6外	683	小平2号公園	仙台市太白区袋原六丁目42-22
627	原町六丁目公園	仙台市宮城野区原町六丁目70-20	684	四郎丸戸ノ内2号公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93-11外
628	宮千代西公園	仙台市宮城野区宮千代一丁目22-5	685	前沖4号公園	仙台市太白区中田町字前沖213-28
629	西原西公園	仙台市宮城野区蒲生一丁目12	686	渡道東公園	仙台市太白区四郎丸字渡道56-3外
630	福田町砂押公園	仙台市宮城野区福田町二丁目1224	688	平瀬南公園	仙台市太白区袋原字平瀬4-18
631	蒲生土手前公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目109-01	689	中田境公園	仙台市太白区中田町字境45-15
632	蒲生土手前2号公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目5-2外	690	渡道北公園	仙台市太白区四郎丸字渡道24-9
633	蒲生蓬田前公園	仙台市宮城野区白鳥一丁目560-6	692	四郎丸戸ノ内3号公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内93-46

表 4. 6-4 (3/4) 公園一覽(3/4)

番号	名称	住所	番号	名称	住所
693	四郎丸落合公園	仙台市太白区四郎丸字落合1-52	746	昭和中公園	仙台市太白区四郎丸字昭和中78-12
694	吹上1号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上77-9	747	郡山源兵衛東公園	仙台市太白区郡山字源兵衛東42-4外
695	沼田公園	仙台市太白区袋原一丁目6-12	748	四郎丸昭和前公園	仙台市太白区四郎丸字昭和前4-17
697	渡道公園	仙台市太白区四郎丸字渡道43-3	749	山木公園	仙台市若林区上飯田三丁目64-3
698	四郎丸新田公園	仙台市太白区四郎丸字新田102-14	750	高田3号公園	仙台市若林区上飯田三丁目1-12
699	落合公園	仙台市太白区四郎丸字落合12-35	751	高田1号公園	仙台市若林区上飯田三丁目105-7外
701	前沖北東公園	仙台市太白区中田町字前沖北2-3	752	土手畑1号公園	仙台市若林区上飯田二丁目133-7
702	中首長公園	仙台市太白区中田町字中首長70-12	753	上飯田大町1号公園	仙台市若林区上飯田四丁目144-5
703	原前公園	仙台市太白区袋原三丁目1-10	754	上飯田大町2号公園	仙台市若林区上飯田四丁目155-12
704	原公園	仙台市太白区袋原一丁目35-15	755	上飯田大町6号公園	仙台市若林区上飯田四丁目113-13
705	小平公園	仙台市太白区袋原六丁目59-11	756	門暮2号公園	仙台市若林区今泉一丁目29-4
706	袋原北公園	仙台市太白区袋原二丁目24-43	757	上飯田大町5号公園	仙台市若林区上飯田四丁目76-7
707	南小泉公園	仙台市若林区古城三丁目209-7外	758	山木4号公園	仙台市若林区上飯田三丁目123-15外
708	卸町東二丁目公園	仙台市若林区卸町東二丁目4-1	759	上飯田大町4号公園	仙台市若林区上飯田四丁目71-9
709	卸町五丁目公園	仙台市若林区卸町五丁目4	760	上飯田大町7号公園	仙台市若林区上飯田四丁目63-6
710	卸町公園	仙台市若林区卸町二丁目13	761	上飯田大町3号公園	仙台市若林区上飯田四丁目88-29
711	高砂一丁目公園	仙台市宮城野区高砂一丁目23-1	762	飯田前2号公園	仙台市若林区今泉一丁目26-19
712	岡田西町公園	仙台市宮城野区岡田西町2	763	門暮9号公園	仙台市若林区今泉一丁目78
713	福田町南一丁目公園	仙台市宮城野区福田町南一丁目1007	764	久保田東公園	仙台市若林区今泉二丁目6-15
714	高田4号公園	仙台市若林区上飯田三丁目33-9	765	飯田前公園	仙台市若林区今泉二丁目73-37
716	河原下10号公園	仙台市若林区沖野六丁目93-13	766	久保田公園	仙台市若林区今泉二丁目51-14外
717	横堀前4号公園	仙台市若林区上飯田一丁目5-2外	767	山木2号公園	仙台市若林区上飯田二丁目73-36
718	蒲岡公園	仙台市若林区蒲岡21-2外	768	土手畑5号公園	仙台市若林区上飯田二丁目125-6外
719	高田5号公園	仙台市若林区上飯田三丁目48-13	769	土手畑3号公園	仙台市若林区上飯田二丁目138-11
720	久保田東2号公園	仙台市若林区今泉二丁目1-8	770	土手畑2号公園	仙台市若林区上飯田二丁目145-29
721	下飯田築道2号公園	仙台市若林区六郷42-7	771	土手畑4号公園	仙台市若林区上飯田二丁目90-4
722	若林五丁目3号公園	仙台市若林区若林五丁目22-2	772	土手畑6号公園	仙台市若林区上飯田二丁目82-19外
723	大和町一丁目4号公園	仙台市若林区大和町一丁目63-4	773	上飯田遠西公園	仙台市若林区上飯田一丁目108-6
724	今泉二丁目公園	仙台市若林区今泉二丁目87-2	774	飯田遠西公園	仙台市若林区上飯田一丁目28-12
725	大和町五丁目北公園	仙台市若林区大和町五丁目40-4	775	上飯田遠西3号公園	仙台市若林区上飯田一丁目39-21
726	梅塚公園	仙台市若林区今泉一丁目337-4	776	河原下8号公園	仙台市若林区沖野六丁目30-11
727	沖野一丁目東公園	仙台市若林区沖野一丁目104-20	777	館南3号公園	仙台市若林区沖野六丁目283-40
728	沖野一丁目南公園	仙台市若林区沖野一丁目106-23	778	館南5号公園	仙台市若林区沖野六丁目376-25
729	遠見塚一丁目東公園	仙台市若林区遠見塚一丁目242-12	779	横堀前公園	仙台市若林区上飯田一丁目23-4
730	遠見塚二丁目南公園	仙台市若林区遠見塚二丁目267-12	780	横堀前2号公園	仙台市若林区上飯田一丁目55-30
731	扇町一丁目公園	仙台市宮城野区扇町一丁目4	781	横堀前3号公園	仙台市若林区上飯田一丁目62-3外
732	日の出町公園	仙台市宮城野区日の出町三丁目6	782	上飯田前田公園	仙台市若林区上飯田二丁目24-15
733	扇町四丁目公園	仙台市宮城野区扇町四丁目9-1	783	高田2号公園	仙台市若林区上飯田三丁目46-3
734	西原公園	仙台市宮城野区蒲生二丁目37	784	七曲公園	仙台市若林区かすみ町91-8
735	扇町六丁目公園	仙台市宮城野区扇町六丁目5-1	785	稲荷堂公園	仙台市若林区霞目二丁目234-30
736	四郎丸神明公園	仙台市太白区四郎丸字神明58-7	786	三ノ坪公園	仙台市若林区沖野一丁目15-31
737	四郎丸新田2号公園	仙台市太白区四郎丸字新田105-11	787	霞ノ目背戸公園	仙台市若林区霞目二丁目15-1
738	袋原下谷地公園	仙台市太白区袋原二丁目111-11外	788	案内公園	仙台市宮城野区東仙台五丁目7-30外
739	吹上4号公園	仙台市太白区四郎丸字吹上34-12外	789	伊藤屋敷下公園	仙台市若林区かすみ町425-20
740	袋原畑中東公園	仙台市太白区袋原四丁目24-8外	790	門田東公園	仙台市若林区かすみ町21-13
741	渡道南公園	仙台市太白区四郎丸字渡道42-13外	791	土手下中公園	仙台市若林区蒲岡512-22外
742	耳取西公園	仙台市宮城野区白鳥二丁目48-19	792	館南2号公園	仙台市若林区沖野六丁目306-5
743	福室要谷公園	仙台市宮城野区福室四丁目28-4外	793	蒲北2号公園	仙台市若林区蒲岡20-4外
744	福室要谷2号公園	仙台市宮城野区福室四丁目30-7外	794	蒲北公園	仙台市若林区蒲岡14-7外
745	田子一丁目南公園	仙台市宮城野区田子一丁目1001-26	795	蒲岡穴田公園	仙台市若林区蒲岡19-17
796	七曲2号公園	仙台市若林区かすみ町70-24外	1622	新田東二丁目公園	仙台市宮城野区原町若竹字館前60-2の一部外

表 4. 6-4 (4/4) 公園一覽(4/4)

番号	名称	住所	番号	名称	住所
797	二ノ坪2号公園	仙台市若林区沖野一丁目11-31	1623	仙台港背後地7号公園	仙台市宮城野区中野字神明175-4の一部外
798	長喜城公園	仙台市若林区長喜城字鉄砲前16-3	1624	仙台港背後地9号公園	仙台市宮城野区福室字県道前58の一部外
799	清水沼三丁目公園	仙台市宮城野区清水沼三丁目223-9	1632	不詳	不詳
800	袋原平北公園	仙台市太白区袋原五丁目20-36	1633	不詳	不詳
801	仙石北公園	仙台市宮城野区仙石117-18	1634	不詳	不詳
802	福室四丁目公園	仙台市宮城野区福室四丁目90-3	1635	不詳	不詳
803	飯田公園	仙台市太白区東郡山二丁目59-52外	1636	荒井5号公園	仙台市若林区六丁目字小荒井裏8番1の一部外
804	六丁の目東公園	仙台市若林区六丁目字南119	1637	不詳	不詳
805	袋原台東・北公園	仙台市太白区袋原四丁目8-8	1638	荒井7号公園	仙台市若林区荒井字揚戸1番1外
806	袋原台東・西公園	仙台市太白区袋原四丁目18-4	1639	不詳	不詳
807	二ノ坪公園	仙台市若林区沖野一丁目10-26	1641	与兵衛沼公園	仙台市宮城野区蟹沢20-1外
808	海岸公園	仙台市若林区井土字砂崩1外	1651	四郎丸浜堀東公園	仙台市太白区四郎丸字浜堀55番17
809	田子要害西公園	仙台市宮城野区田子字要害254-9	1652	平淵中公園	仙台市太白区袋原字平淵21番34
810	袋原平公園	仙台市太白区袋原五丁目24-48	1655	東四郎丸公園	仙台市太白区四郎丸字大宮26番11外
811	中田中央公園	仙台市太白区中田町字荒屋敷2-1外	1660	上飯田二丁目南公園	仙台市若林区上飯田二丁目216-15
812	袋原・原公園	仙台市太白区袋原一丁目31-12	1661	天神公園	仙台市若林区上飯田字天神41-26
813	山木3号公園	仙台市若林区上飯田三丁目112-3	1667	五輪一丁目公園	不詳
814	若林五丁目2号公園	仙台市若林区若林五丁目113-57	1668	南蒲生公園	不詳
815	遠見塚二丁目東公園	仙台市若林区遠見塚二丁目307-24外	1671	四郎丸昭上和公園	不詳
816	上飯田三丁目東公園	仙台市若林区上飯田三丁目62-2	1672	沖野三丁目西公園	不詳
817	不詳	不詳	1673	今泉一丁目北公園	不詳
819	中田土手内東公園	仙台市太白区中田町字土手内67-4	1675	安養寺二丁目公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目11-316
820	南首長北公園	仙台市太白区中田町字南首長204-2	1679	小平北公園	不詳
822	四郎丸戸ノ内東公園	仙台市太白区四郎丸字戸ノ内87-16外	1680	中田境東公園	不詳
823	中田切替公園	仙台市太白区中田字切替211-1	1683	袋原平東公園	不詳
824	四郎丸浜堀公園	仙台市太白区四郎丸字浜堀48-13外	1686	新田東中央公園	不詳
825	袋原堰場公園	仙台市太白区袋原字堰場32-11	1690	出花三丁目公園	不詳
826	四郎丸前公園	仙台市太白区四郎丸字前100-8外	1697	不詳	不詳
1470	平成二丁目東公園	仙台市宮城野区平成二丁目17-3	1718	広瀬川八本松緑地	仙台市太白区八本松地先
1471	福室二丁目公園	仙台市宮城野区福室二丁目34-20	1719	広瀬川中河原緑地	仙台市若林区南小泉字中河原地先
1473	安養寺二丁目東公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目75-29	1723	燕沢公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目64-28外
1474	七北田川鶴巻緑地	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1023	1729	大堤公園	仙台市宮城野区安養寺二丁目地内
1502	蒲生公園	仙台市宮城野区蒲生二丁目40	1744	高砂緑地	仙台市宮城野区高砂一丁目32外
1503	四郎丸前2号公園	仙台市太白区四郎丸字前93-27	1745	西原緑地	仙台市宮城野区蒲生字町91外
1536	上飯田一丁目公園	仙台市若林区上飯田一丁目315-9外	1746	中柵東2号公園	仙台市若林区沖野七丁目101-16
1541	不詳	不詳	1747	原前南公園	仙台市太白区袋原三丁目18-4外
1542	出花西2号公園	仙台市宮城野区中野字出花西90-13	1796	小鶴二丁目公園	不詳
1557	不詳	不詳	2001	日和山公園	名取市関上四丁目480-39,480-60
1558	不詳	不詳	2002	東場公園	名取市関上七丁目211-11,211-28
1559	不詳	不詳	2003	杜せきのした中央公園	名取市杜せきのした五丁目87
1561	苗代沢公園	仙台市宮城野区燕沢一丁目107-9	2004	杜すこやか公園	名取市杜せきのした五丁目88
1562	田子一丁目北公園	仙台市宮城野区田子一丁目490-17外	2005	やくしの杜公園	名取市杜せきのした四丁目10
1563	燕沢二丁目北公園	仙台市宮城野区燕沢二丁目9番358	2006	美田園四季の公園	名取市下増田字田子作地内
1566	袋原三丁目公園	仙台市太白区袋原三丁目227-13	2007	美田園中央公園	名取市下増田字田子作・六角地内
1575	上飯田三丁目南公園	仙台市若林区上飯田三丁目443-18	2008	美田園風の音公園	名取市下増田字大橋本地地内
1578	沖野一丁目北公園	仙台市若林区沖野一丁目211-63	2009	美田園雷神塚公園	名取市下増田字飯塚・南田地内
1580	七郷中央公園	仙台市若林区蒲町字東39-2の一部外	2010	美田園ふれあい公園	名取市下増田字々々池地内
1620	新田東五丁目北公園	仙台市宮城野区小鶴字羽山161-1の一部外	2011	美田園香り公園	名取市下増田字々々池地内
1621	新田東五丁目南公園	仙台市宮城野区小鶴字羽山195の一部外			

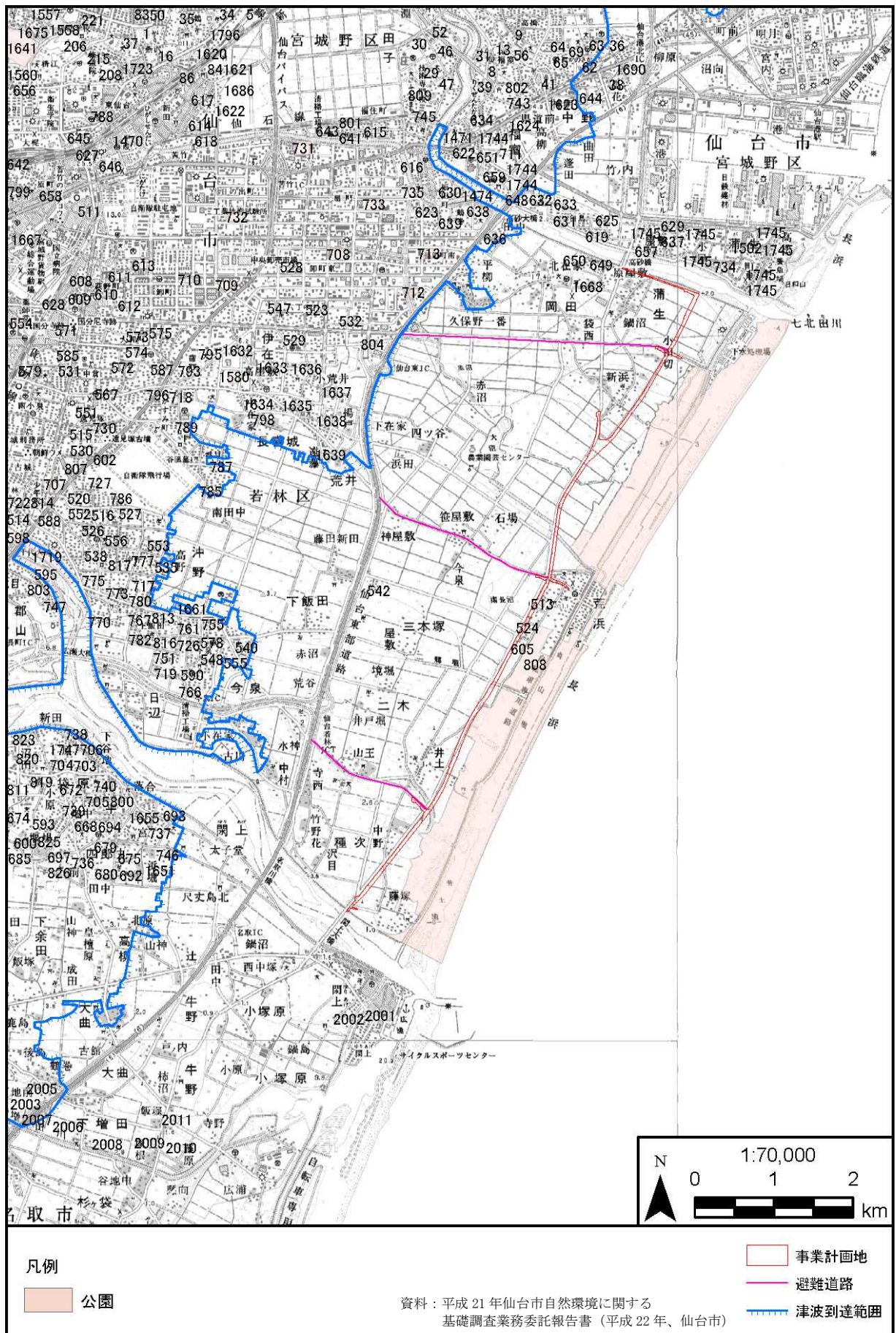


図 4.6-2 公園

## **4.7. 文化財**

### **4.7.1. 歴史・文化特性、指定文化財の状況等**

調査地域には、表 4.5-3 及び図 4.5-1 に示したとおり、建造物が 8 件、史跡が 4 件、天然記念物が 3 件存在している。

事業計画地周辺の地域の文化特性としては、宮城野区新浜集落の吉窪神社、若林区荒浜集落の神明社、同藤塚集落の五柱神社等各集落に寺社があり、それぞれ祭事が行われている。

事業計画地には、指定文化財等は存在しない。

### **4.7.2. 指定文化財に準じる文化的資源**

「4.5. 景観」の「4.5.2. その他の景観資源」参照。

### **4.7.3. その他事業の立地上配慮を要する文化財**

調査地域には、埋蔵文化財包蔵地が確認されており、図 4.7-1 に示すとおりである。

事業計画地周辺及び事業計画地内には、埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

### **4.7.4. 震災後の状況**

「4.5. 景観」の「4.5.4. 震災後の状況」参照。

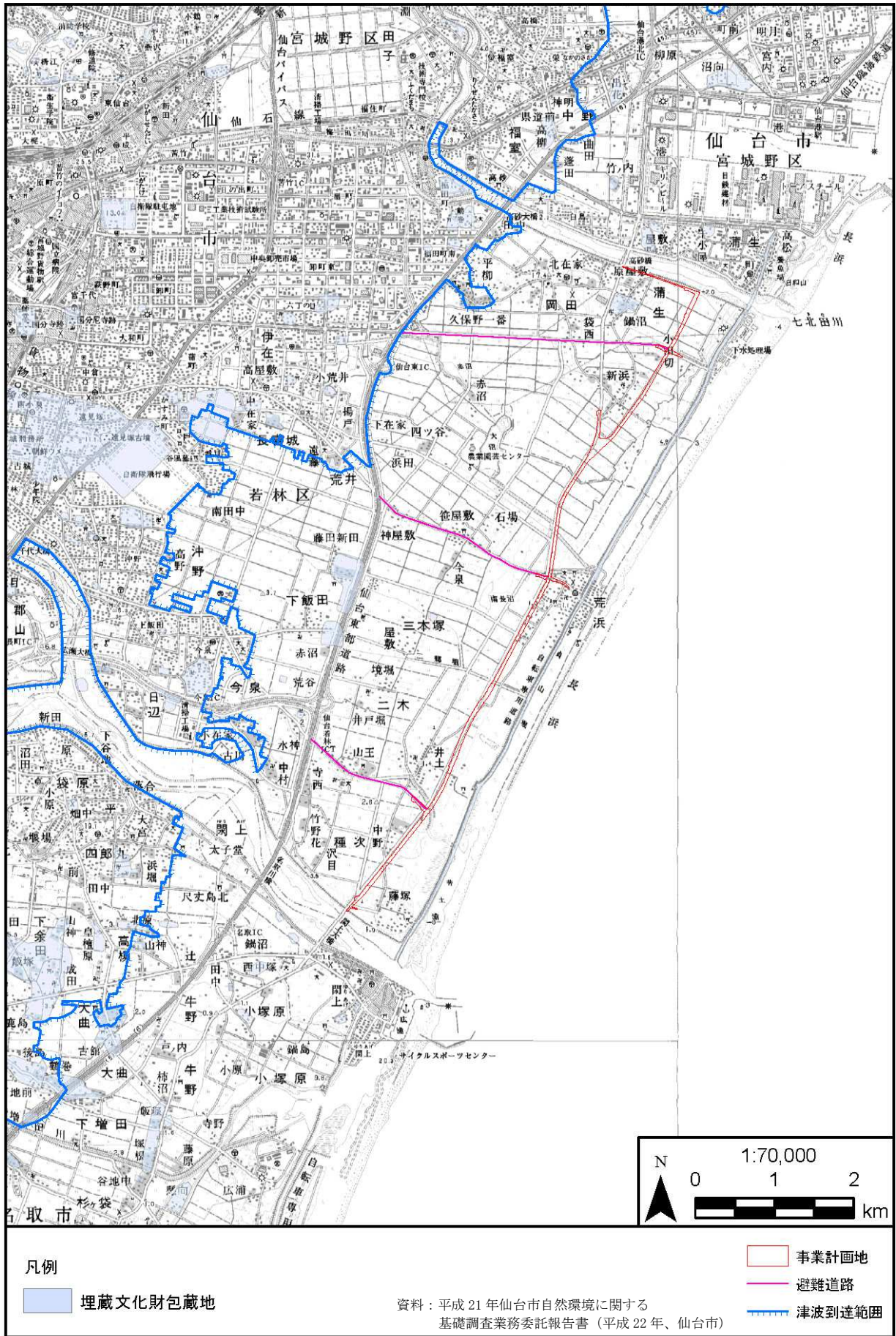


図 4.7-1 埋蔵文化財包蔵地

## 4.8. 環境の保全等を目的とする法令等

### 4.8.1. 法令等に基づく指定・規制

#### 1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況は表 4.8-1、表 4.8-2、表 4.8-3 および図 4.8-1、図 4.8-2、図 4.8-3 に示すとおりである。

表 4.8-1 環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

自然環境保全に係る主な法指定等	概況調査地域	事業計画地
ア. 自然公園（国定公園、県立自然公園） 【自然公園法】	存在しない	存在しない
イ. 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域 【自然環境保全条例】	仙台湾海浜県自然環境保全地域	存在しない
ウ. 史跡、名勝、天然記念物等 【文化財保護法】	史跡（陸奥国分尼寺跡、遠見塚古墳）、天然記念物（苦竹のイチョウ）	存在しない
エ. 鳥獣保護区 【鳥獣保護法】	鳥獣保護区（仙台海浜、仙台） 特別保護地区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南、仙台東、名取、仙台） 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域（名取川、広瀬川、七北田川）	鳥獣保護区（仙台海浜） 特定猟具使用禁止区域（銃）（仙台南*、仙台） 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域（名取川*、七北田川）  *事業計画地に隣接
オ. 特別緑地保全地区 【都市計画法】	存在しない	存在しない
カ. 風致地区 【都市計画法】	安養寺風致地区	存在しない
キ. 保安林 【森林法】	飛砂防止保安林	存在しない
ク. 保存緑地 【杜の都の環境をつくる条例】	存在しない	存在しない
ケ. 環境保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	存在しない	存在しない
コ. 水質保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	水質保全区域（愛宕橋～名取川合流前）	存在しない
サ. 保護林、レクリエーションの森等国有林内の制限林等 【国有林野の活用に関する法律】	存在しない	存在しない

表 4.8-2 指定文化財一覧

区分	番号	文化財名	指定区分	所在地
史跡	1	陸奥国分寺尼寺跡	国指定	若林区
	2	遠見塚古墳	国指定	若林区
天然記念物	3	苦竹のイチョウ	国指定	宮城野区

※番号は図 4.8-1 と対応

表 4.8-3 鳥獣保護区等一覧

区分	番号	名称	面積
鳥獣保護区	1	仙台海浜	7,956 ha
	2	仙台	15,019 ha
特定猟具 使用禁止区域（銃）	3	仙台南	4,000 ha
	4	仙台東	5,454 ha
	5	名取	617 ha
指定猟法（鉛製散弾） 禁止区域	6	仙台	4,300 ha
	7	名取川	816 ha
	8	広瀬川	441 ha
	9	七北田川	308 ha

※番号は図 4.8-2 と対応



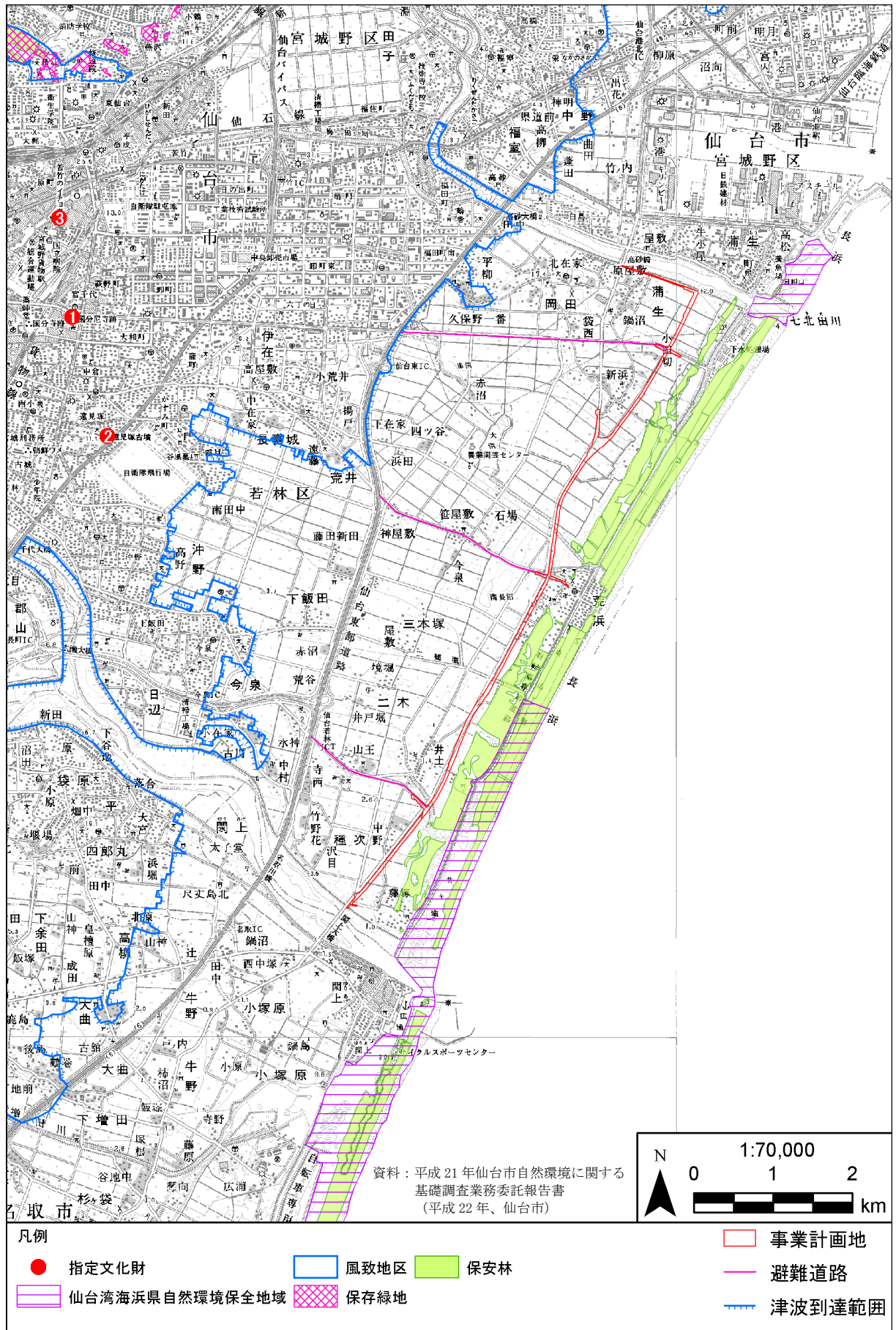


図 4.8-1 自然環境保全に係る主な指定等の状況図

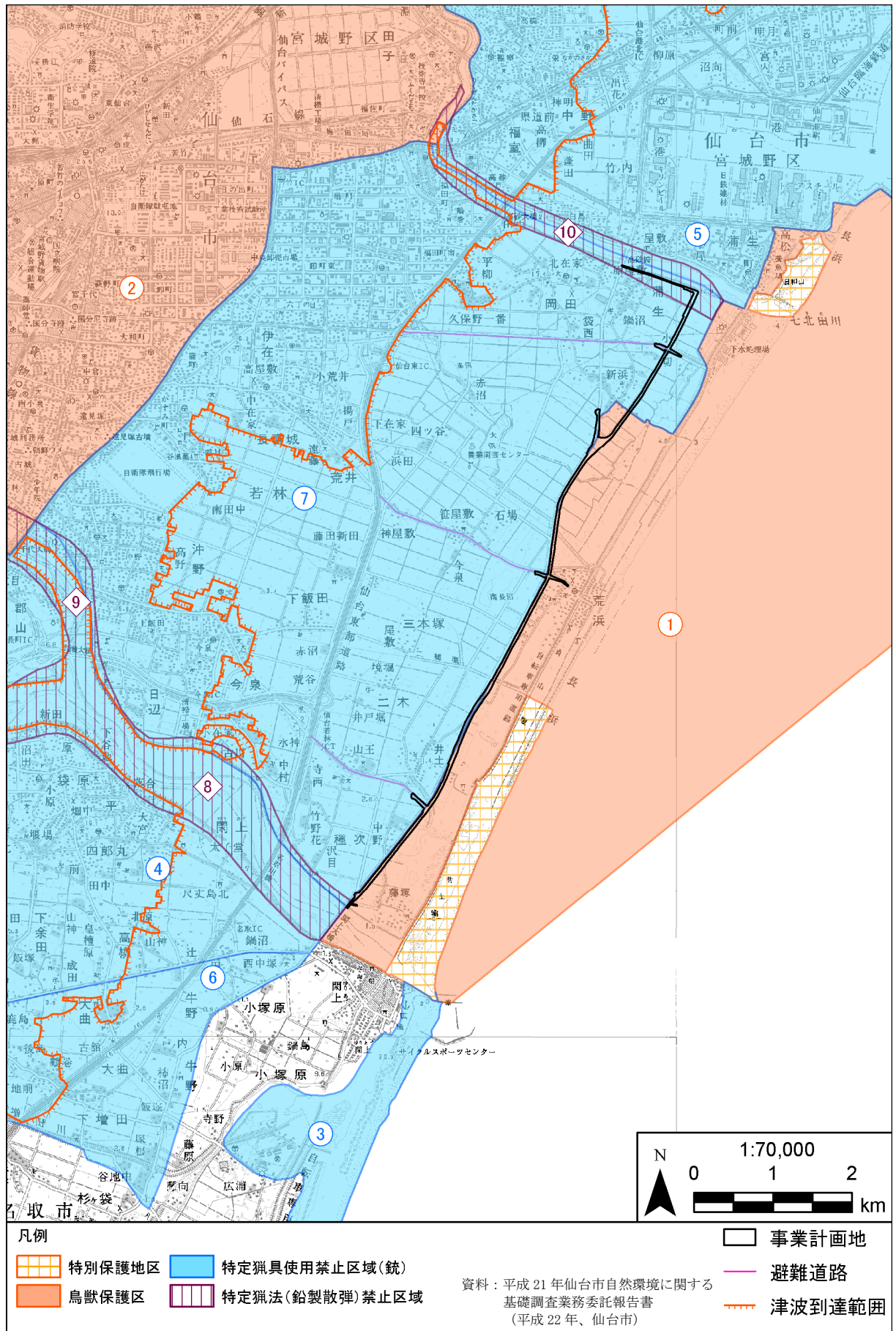


図 4.8-2 鳥獣保護区等位置図

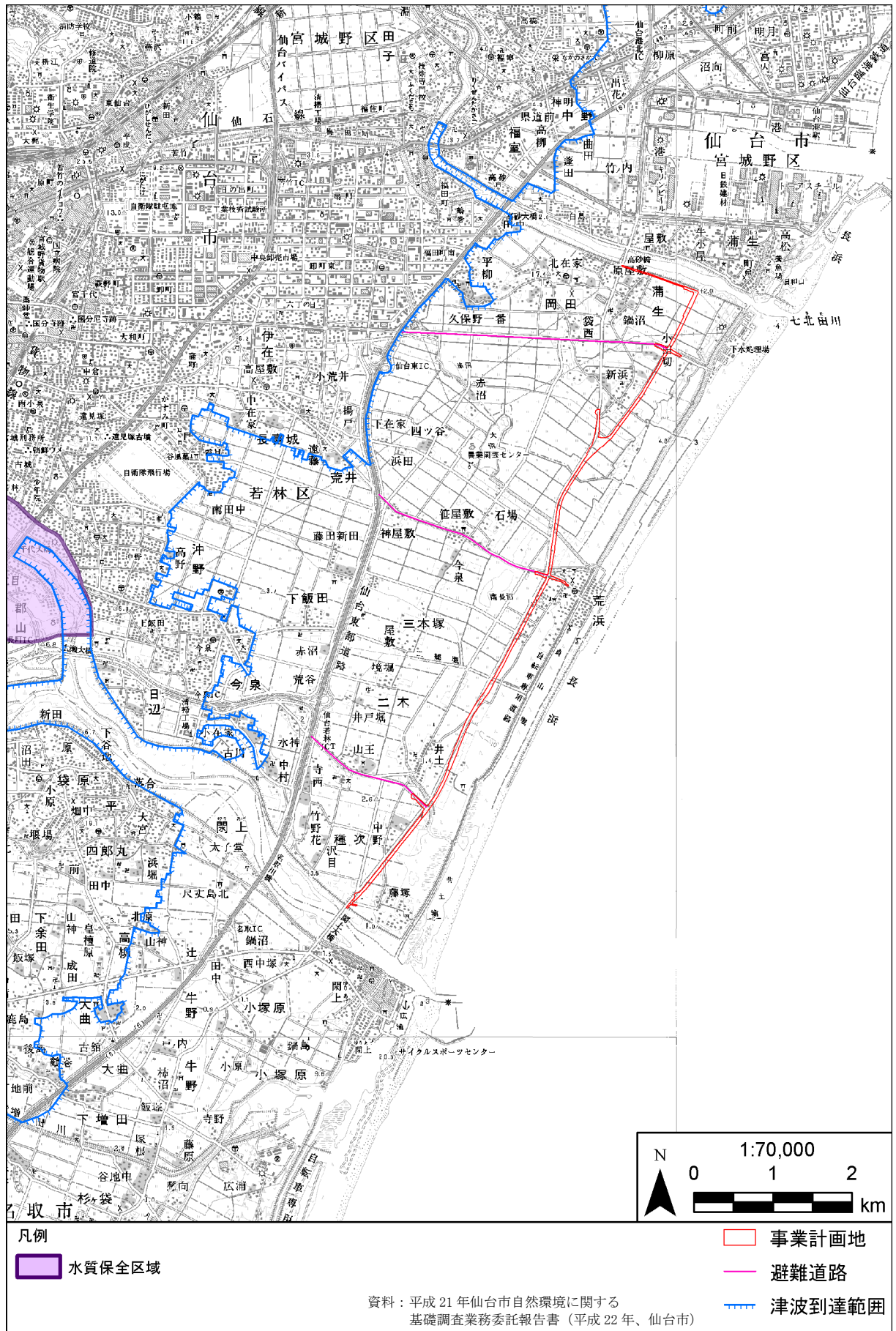


図 4.8-3 水質保全区域

## 2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

調査地域及び事業計画地における公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況は表 4.8-4 のとおりである。

表 4.8-4(1/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

項目	概況調査範囲	事業計画地
大気質	<p>大気の汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>	<p>大気の汚染に係る環境基準が適用される。 二酸化窒素に係る環境基準が適用される。 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準が適用される。 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準が適用される。 大気汚染防止法(第5条指定ばい煙)の指定(仙台市・名取市)を受けている。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】 【大気汚染防止法】</p>
騒音	<p>騒音に係る環境基準の類型指定(都市計画区域)を受けている。 航空機騒音に係る環境基準の類型指定(陸上自衛隊霞目飛行場)を受けている。 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定を受けている。 騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【環境基本法】 【騒音規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>騒音規制法：特定工場等において発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に係る区域指定のうち第2種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 騒音規制法：自動車騒音の要請限度に係る区域指定のうちb区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 【騒音規制法】</p>
振動	<p>振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 振動規制法：道路交通振動の要請限度に係る区域指定(都市計画区域)を受けている。 仙台市公害防止条例：指定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定(都市計画区域のうち工業専用地域を除く)を受けている。 【振動規制法】 【宮城県公害防止条例】 【仙台市公害防止条例】</p>	<p>振動規制法：特定工場等において発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 振動規制法：特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域指定のうち、第1種区域(市街化調整区域)の指定を受けている。 【振動規制法】</p>
低周波音	<p>規制地域はない</p>	<p>規制地域はない</p>

表 4.8-4(2/2) 公害防止に係る地域指定、環境基準の類型指定等の状況

項目	概況調査範囲	事業計画地
悪臭	悪臭防止法の規制地域（都市計画区域のうち市街化区域）の指定を受けている。 宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【悪臭防止法】 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】	宮城県公害防止条例、宮城県悪臭公害防止対策要綱、仙台市悪臭対策指導要綱の適用地域（市内全域）となっている。 【宮城県公害防止条例】 【宮城県悪臭公害防止対策要綱】 【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	水質汚濁に係る環境基準の類型指定（名取川、広瀬川、七北田川、増田川）を受けている。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
底質	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【ダイオキシン類対策特別措置法】
地下水汚染	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】	地下水の水質汚濁に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】
地盤沈下	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】	工業用水法による地下水揚水規制指定地域、および宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域が定められている。 【工業用水法】 【宮城県公害防止条例】
土壌汚染	土壌汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】	土壌汚染に係る環境基準が適用される。 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準が適用される。 【環境基本法】 【ダイオキシン類対策特別措置法】
日照障害	都市計画法における第1種高度地区、第2種高度地区、第3種高度地区、第4種高度地区の指定を受けている。また、最低限高度地区の指定を受けている。 【都市計画法】	指定地域はない（市街化調整区域）。

### 3) 環境関連の条例

仙台市、名取市、宮城県における環境関連の条例は以下のとおりである。

表 4.8-5 関係法令の指定、規制等

【仙台市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編 環境	仙台市環境基本条例(平成8年3月19日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
	仙台市環境影響評価条例(平成10年12月16日)	環境影響評価および事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造(環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ)の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
	杜の都の環境をつくる条例(平成18年6月23日)	緑の保全、創出及び普及に関し、必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
	広瀬川の清流を守る条例(昭和49年9月28日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し、必要な事項を定めるものとする。
	仙台市公害防止条例(平成8年3月19日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念にのっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)を保全することを目的とする。
	仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成5年3月18日)	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
	ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例(平成11年3月16日)	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
第9編 開発	杜の都の風土を育む景観条例(平成7年3月16日)	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
	仙台市屋外広告物条例(平成元年3月17日)	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)並びに屋外広告業について、屋外広告物の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び、風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

資料：仙台市例規集

【名取市の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
第7編	名取市文化財保護に関する条例(昭和40年10月1日)	文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項及び第190条の規定に基づき、法及び文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するものうち、市にとって特に重要なもの等について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。
第8編	名取市環境基本条例(平成11年3月11日)	良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

資料：名取市例規集

【宮城県の条例】

関係法令		指定状況及び規制基準の内容
宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年7月17日)	宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年7月17日)	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年6月22日)	ふるさと宮城の水循環保全条例(平成16年6月22日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則)(平成7年7月12日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

資料：宮城県例規集

#### 4) 災害防止に関する指定地域等の状況等

調査地域、事業計画地ともに、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所は指定されていない。

災害危険区域については、仙台市宮城野区と若林区の海浜部が災害危険区域の指定を受けている。また名取市においても、海浜部の災害危険区域の指定手続きが進められている。

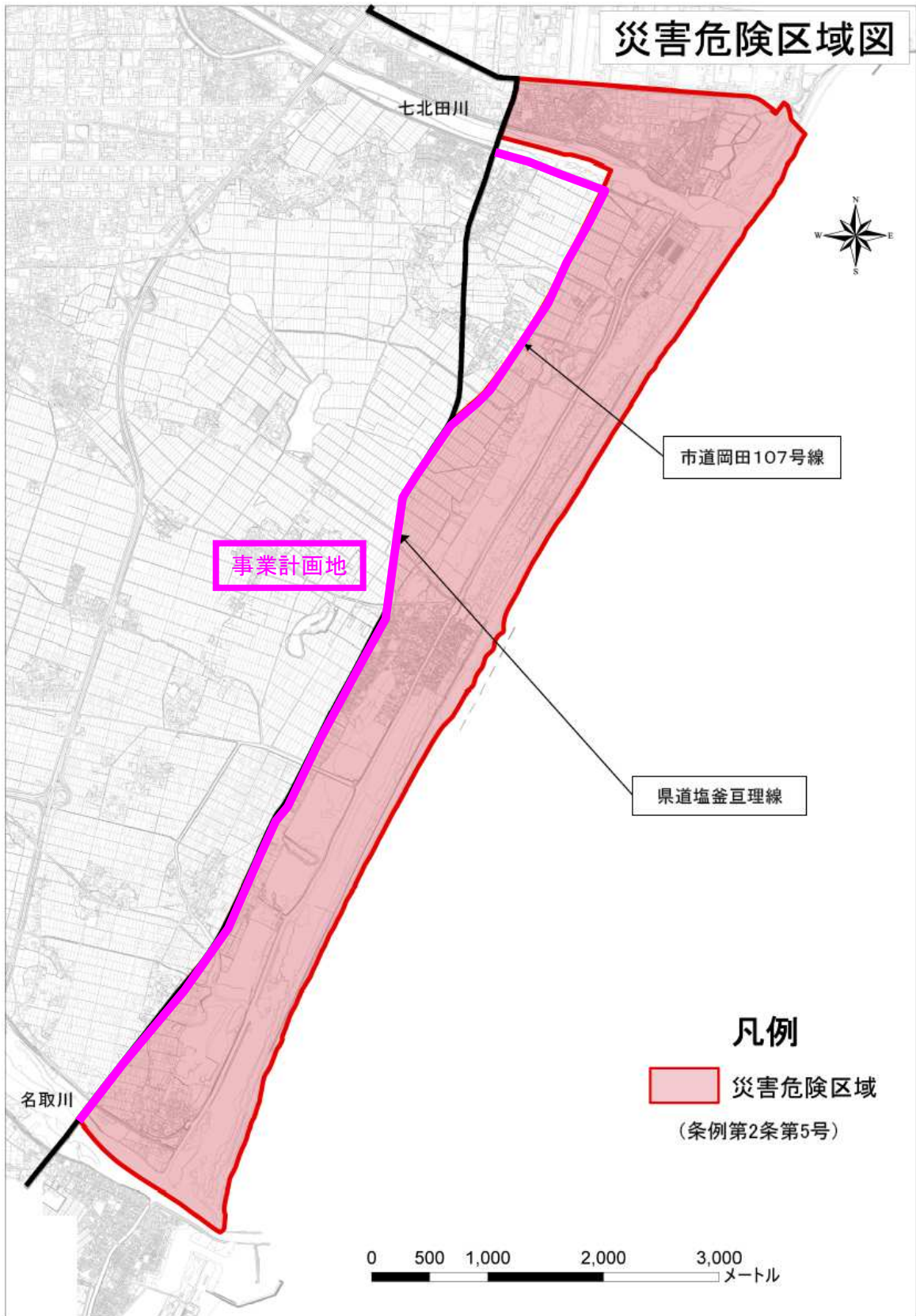
また、土砂災害警戒区域が、仙台市宮城野区燕沢に存在する。

事業計画地は災害危険区域に隣接する。

表 4.8-6 災害防止に関する指定地域等の状況等

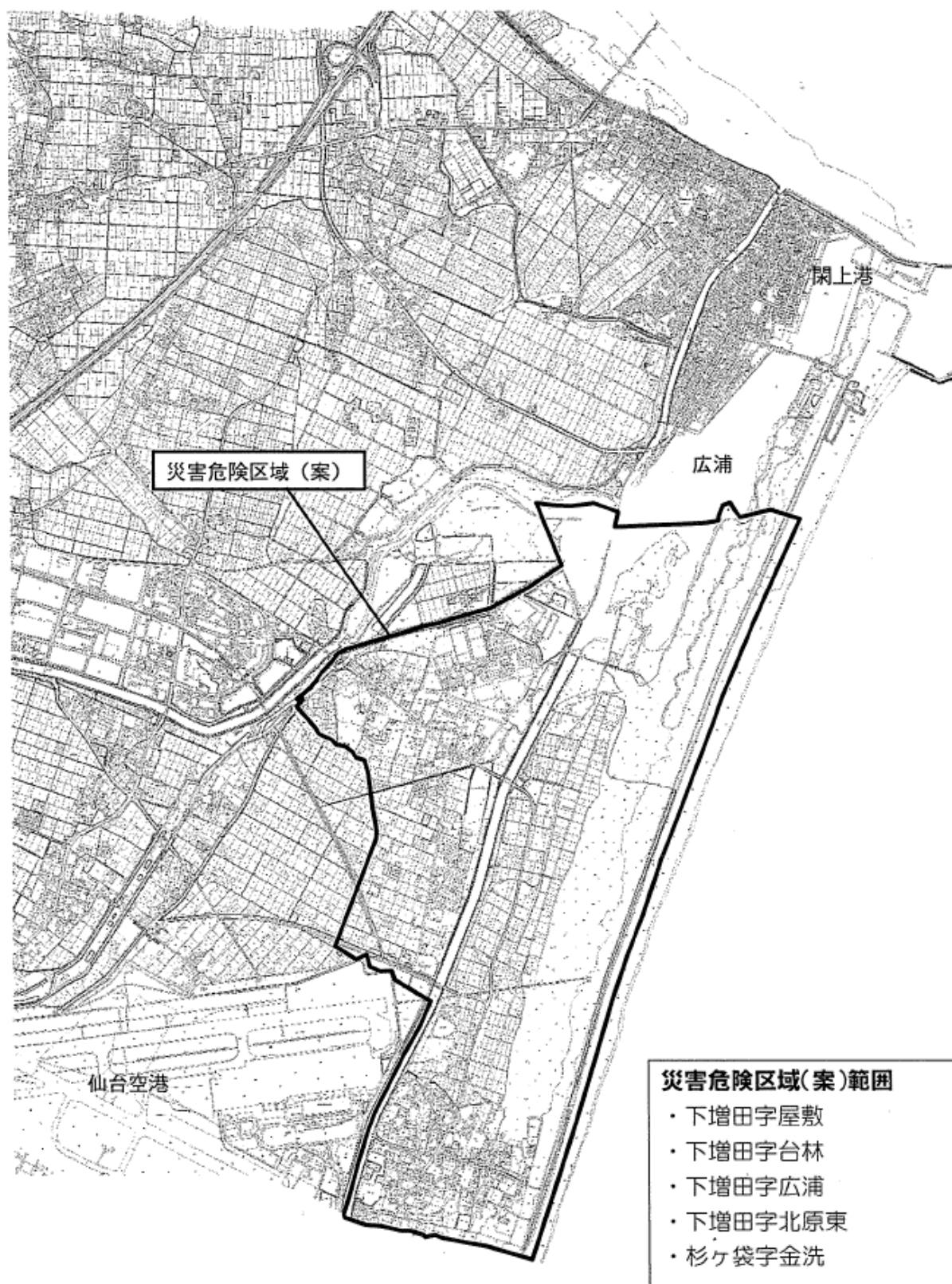
関係法令	概況調査範囲	事業計画地
砂防指定地 砂防法(明治30年法律第29号 改正平成22年3月31日法律第20号) 砂防指定地等管理条例(平成15年3月20日宮城県条例第42号)	指定地域はない	指定地域はない
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号 改正平成17年7月6日法律第82号)	指定地域はない	指定地域はない
地すべり危険箇所 地すべり等防止法(昭和33年3月31日法律第30号 改正平成24年6月27日法律第42号)	指定地域はない	指定地域はない
災害危険区域 建築基準法第39条第1項(昭和25年5月24日法律第201号 改正平成24年8月22日法律第67号) 仙台市災害危険区域条例(昭和49年12月19日条例49号 改正平成23年12月16日) (名取市は条例制定手続き中及び指定手続き中)	仙台市宮城野区岡田、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生、中野、港一丁目、港二丁目、仙台市若林区荒浜、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、井土、種次、藤塚、二木 名取市下増田字屋敷、字台林、字広浦、字北原東、杉ヶ袋字金洗	仙台市主要地方道塩釜亘理線及び市道岡田107号線東部の指定地域が事業計画地に隣接している。
土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律第6条第1項(平成12年5月8日法律第57号 改正平成22年11月25日法律第52号)	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	指定地域はない





資料：仙台市災害危険区域条例の改正及び沿岸部の災害危険区域の指定について  
 (平成 23 年 12 月 都市整備局建築指導課構造監理係)

図 4.8-4 仙台市災害危険区域



資料：災害危険区域の指定について（平成 24 年 8 月名取市復興まちづくり課）

図 4.8-5 名取市災害危険区域（案）（平成 24 年 8 月現在）

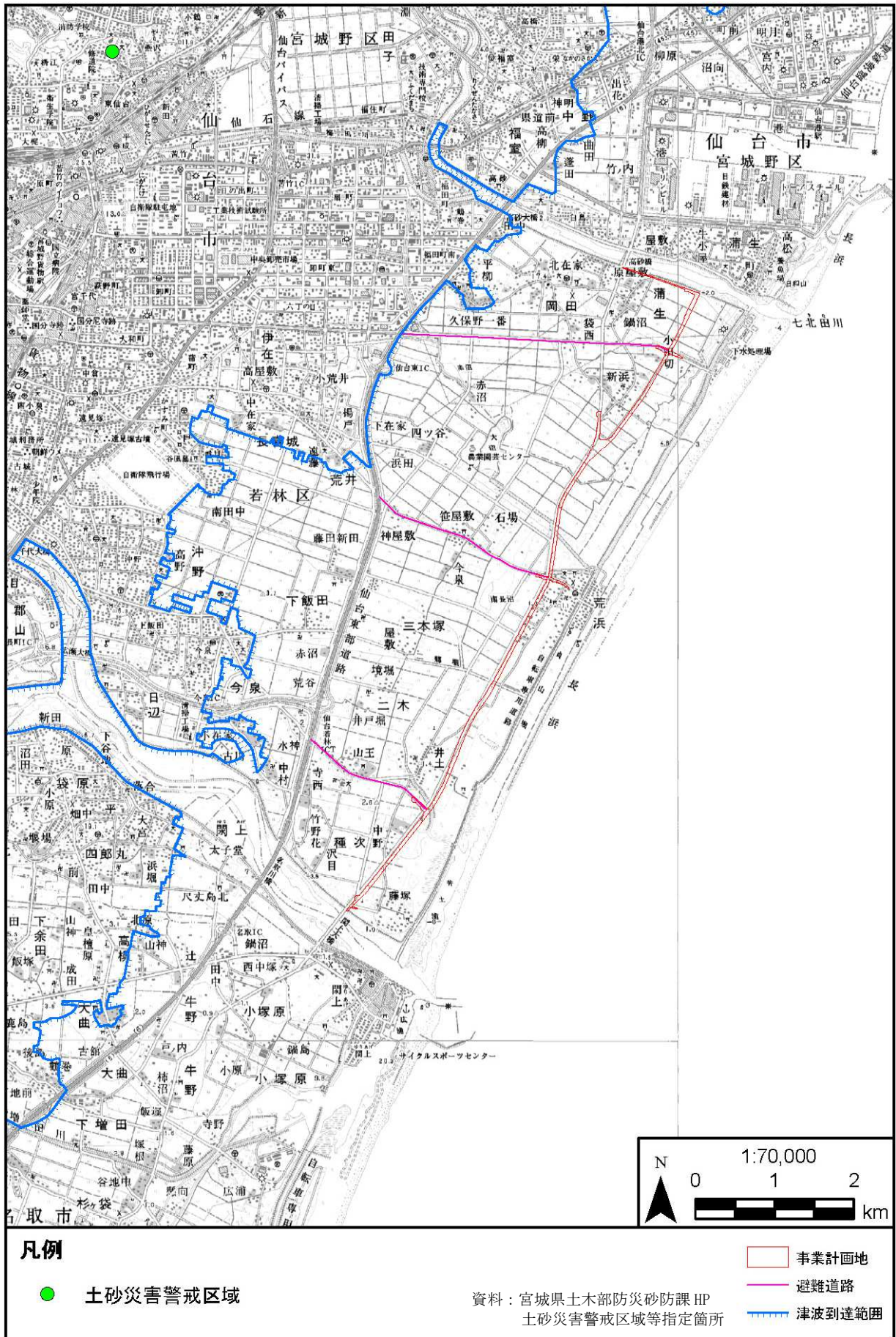


図 4.8-6 土砂災害警戒区域

#### 4.8.2. 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

地域の環境基本計画等は、下表のとおりである。

表 4.8-7 (1/2) 行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
1) 宮城県環境基本計画 (平成 18 年 3 月 宮城県)	平成 18 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	—	
2) 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画) (平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	平成 22 年度改訂 済み	
3) 仙台市基本構想・基本計画 (平成 23 年 3 月 仙台市総務企画局企画部企画調整課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
4) 仙台市都市計画マスタープラン (平成 24 年 4 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課)	平成 24 年度～ 平成 32 年度	—	
5) 仙台市「杜の都」景観計画 (平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課)	—	—	
6) 仙台しみどりの基本計画 (平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課)	平成 24 年～ 平成 32 年	—	
7) 新・仙台市環境行動計画[第 6 版] [改訂版] (平成 22 年 3 月 仙台市)	—	—	
8) 仙台市震災復興基本方針 (平成 23 年 4 月 仙台市復興事業局震災復興室)	平成 23 年 4 月～	—	
9) 仙台市震災復興ビジョン(仙台市震災復興計画素案) (平成 23 年 5 月 仙台市震災復興本部)	平成 23 年度～ 平成 27 年度	—	
10) 仙台市震災復興計画 (平成 23 年 11 月 仙台市復興事業局震災復興室)	平成 23 年度～ 平成 27 年度	—	
11) 仙台市復興整備計画 (平成 24 年 7 月 仙台市・宮城県)	平成 24 年度～ 平成 27 年度	—	
12) 仙台市実施計画 (平成 24 年 3 月 仙台市)	平成 24 年度～ 平成 27 年度	—	

表 4.8-7 (2/2) 行政計画・方針等の状況

行政計画	計画期間等	改定状況	備考
13) 名取市環境基本計画 (平成 15 年 3 月 名取市)	平成 15 年度～ 平成 24 年度	—	
14) 名取市第四次国土利用計画 (平成 22 年 11 月 名取市政策企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
15) 名取市第五次長期総合計画 (平成 22 年 11 月 名取市政策企画課)	平成 23 年度～ 平成 32 年度	—	
16) 名取市震災復興計画 (平成 23 年 10 月 名取市建設部震災復興室)	平成 23 年度～ 平成 29 年度	—	
17) 名取市復興整備計画 (平成 24 年 3 月 名取市・宮城県)	平成 23 年度～ 平成 29 年度	第一回変更	

## 1) 宮城県環境基本計画（平成 18 年 3 月 宮城県）

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成 7 年宮城県条例第 16 号）第 9 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものである。

また、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向けた県民、事業者、行政等地域社会を構成するすべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的方向性を示したものである。

なお、環境基本条例において、人と自然が共生できる県土、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土、地球環境の保全の推進の 3 つの基本理念が掲げられている。

さらに新しい宮城づくりの基軸として福祉、環境及び教育を掲げた宮城県総合計画の個別計画としてだけでなく、環境分野の個別計画に施策の基本的方向を与えるものとして位置づけられる。

したがって、地球温暖化対策、廃棄物対策等の分野別の具体的な施策、目標等は、これらの個別計画において定めることになり、これらの個別計画は宮城県環境基本計画の実施計画となるものである。

また、国の環境政策上の地域計画としての役割も期待されている。

本事業では、環境への負荷の少ない持続的な発展など、宮城県環境基本条例の基本理念を踏まえた居住環境づくりなど、事業計画への反映を検討していくものとする。

## 2) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課）

### (1) 環境都市像と環境施策展開の方向

「環境都市像」（「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台—杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ—）を具現化するため、対処すべき重要な環境課題、進めていくべき政策の分野という観点から「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の 4 つの分野別の環境都市像と良好な環境を支える仕組みづくり・人づくりを展開するものとしている。

表 4.8-8 環境施策の概要と環境施策展開の方向

環境施策の概要		環境施策展開の方向
「低炭素都市」仙台	<p>私たちの生存基盤である環境が地球の循環系の一部であるということを強く認識し、唯一無二のこの美しい地球における生態系という最も重要なシステムが将来にわたって健全に維持され続けるよう、特に、世界共通の喫緊かつ重要な課題である地球温暖化防止、低炭素社会の構築への強力な取り組みを推進する観点から、主体的に責任を果たし、他をリードしうる「低炭素都市」の実現を目指します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li> <li>2. エネルギー効率の高い交通システムをつくる</li> <li>3. 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>4. 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ol>
「資源循環都市」仙台	<p>物を大切に使う行動がしっかりと実践され、また、排出されたごみについてはリサイクルが効率的に行なわれているなど、生産・流通・消費・廃棄というライフサイクルの各段階を通じて 3R スリーアールの取り組みが定着するとともに、地域の中で資源や物が循環し、それが地域経済やコミュニティなどの活性化にもつながる、「資源循環都市」の実現を目指します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資源を大事に使う</li> <li>2. 資源のリサイクルを進める</li> <li>3. 廃棄物の適正な処理を進める</li> </ol>
「自然共生都市」仙台	<p>奥羽山脈から太平洋まで続く中に、豊かな自然や里山、田園に囲まれているという「杜の都」の基本構造の維持と、そこに存在し、守られてきた都市の自然システムの最大限の尊重とによって、地形的、気象的条件等から多様な生物種に恵まれた本市の自然特性が将来にわたって保持される「自然共生都市」の実現を目指します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな自然環境を守り、継承する。</li> <li>2. 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>3. 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>4. 豊かな水環境を守る</li> </ol>
「快適環境都市」仙台	<p>様々な環境リスクを予防的に回避し、健康で安全・安心な暮らしの基盤を確保するとともに、先人から引き継いできた豊かな自然資源や歴史的・文化的資産を大切に、これらによって形成されている美しい景観などに一層の磨きをかけ、より質が高く魅力にあふれる「快適環境都市」の実現を目指します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>2. 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ol>
良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	<p>環境の保全と創造に関わるあらゆる主体が、その責任と役割に応じて、積極的に環境配慮行動を実践することができるよう、引き続き、必要な普及啓発を積極的に進め、私たち一人一人の環境への感受性と意識を高め、これによって都市の持続可能性を高めます。</p> <p>そして、環境の保全と創造が効果的に推進されるため、皆が環境に関する理念を共有し、制度や仕組みを理解したうえで活動し、かつ、各々が当たり前のように効果的な環境行動を実践していけるよう、社会経済の制度や仕組みを環境配慮の視点を十分に組み込む形に見直します。また、人づくりはすべてにつながる基礎であることから、環境教育・学習の更なる広がりや充実を図り、市民協働により推進します。</p> <p>更に、環境づくりに関する人的交流や情報交流を進め、本市内のみならず、国内の他地域や海外諸都市などとの連携を通じて、広い視野で持続可能な社会づくりを推進します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>2. 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>3. 環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>4. 環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ol>

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

(2) 土地利用における環境配慮指針

土地利用における環境配慮の指針では、地形や自然特性、現在の土地利用の状況などを踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、各々の地域における基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項などの基本的な指針を示している。調査地域は市街地地域、東部田園地域、海浜地域に属し、事業計画地は東部田園地域に属する。

表 4.8-9 土地利用における環境配慮の指針

	環境配慮の指針
市街地地域	<p>(1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</p> <p>(2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。</p> <p>(3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。</p> <p>(4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3R<sup>スリーアール</sup>の取り組みを進める。</p> <p>(5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。</p> <p>(6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるように努める。</p> <p>(7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。</p> <p>(8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。</p>
東部田園地域	<p>(1) 水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。</p> <p>(2) 未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。</p> <p>(3) 環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。</p> <p>(4) 食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。</p> <p>(5) 澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。</p> <p>(6) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</p> <p>(7) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</p>
海浜地域	<p>(1) 多様な生物が生息する干潟や希少な生物の生息地を含む、本市の豊かな生態系を支える極めて重要な地域であり、砂浜や干潟の環境を人工的に創造・再生することは極めて困難であることも踏まえ、この地域は保全を図ることを原則とし、必要に応じ、その可能性を見極めながら再生の手立てを検討する。</p> <p>(2) 水の量や流れの改変、極端な冷温水の排水などを回避する。</p> <p>(3) 自然と人のふれあいの場として活用を図る場合は、それによる環境影響が最小になるよう努める。</p> <p>(4) 市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。</p> <p>(5) 生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。</p>

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成23年3月 仙台市環境局環境部環境企画課



### (3) 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

開発事業者等を実施する際の環境負荷の低減のため、企画段階では、前節の土地利用の配慮の指針などに沿って立地を検討し、計画段階では環境負荷を低減させるための施設配置等を検討、実施段階では、適切な工法を選択、維持管理の実施など、開発の各段階（企画段階・計画段階・実施段階以降）での配慮の指針を示す。それぞれの段階において適切な環境への配慮を行うことによって、環境への影響を最小限にすることはもとより、維持管理や環境負荷対策の効率化等の効果を図ることができる。

以下では、それぞれの段階で環境に配慮が求められる一般的な例を示すものであり、土地利用における配慮の指針と同様に、実際の開発事業においては、個々の事業やケースごとに、事業の性質や内容に応じた形で具体的に環境配慮の内容が検討されることが必要であり、適切な段階に適切な環境配慮が行われることが期待される。

表 4.8-10 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

	環境配慮の指針
企画段階	<p>(1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</p> <p>(2) 市の基本計画、都市計画の方針、前節の「土地利用における地域別の環境配慮指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</p> <p>(3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、更に環境負荷を増大させるような立地は回避する。</p> <p>(4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</p> <p>(5) コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</p> <p>(6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</p> <p>(7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
計画段階	<p>(1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</p> <p>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</p> <p>(3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</p> <p>(4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</p> <p>(5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</p> <p>(6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、できる限り、元の環境と同等以上の水準が確保されるよう努める。</p> <p>(7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</p> <p>(8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</p> <p>(9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</p> <p>(10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</p> <p>(11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</p> <p>(12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</p>
実施段階以降	<p>(1) 工事用の車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</p> <p>(2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</p> <p>(3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や 3 R <sup>スリーアール</sup> に取り組む。</p> <p>(4) 緑地等の適切な維持管理を行う。</p> <p>(5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</p>

注) 企画段階：立地の選定など事業の構想や企画立案の段階

計画段階：事業計画を詳細にする段階

実施段階以降：工事を実施する段階及びその後の事業の運営を行う段階

資料：杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画） 平成 23 年 3 月 仙台市環境局環境部環境企画課

### 3) 仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）

#### (1) 将来の姿

仙台市基本構想・基本計画では、仙台が、さまざまな市民力に支えられながら、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、「ひとが輝く杜の都」であるため、仙台がこれまで育んできた都市個性を発展させた以下の 4 つの都市像を目指すべき将来の姿として掲げている。

##### 「未来を育み創造する学びの都」

ー未来につなぐ多様な価値や個性を創り続ける輝く学都ー

- ・学びの場にあふれ、生涯にわたり楽しく学ぶことで市民力が広がり、一人ひとりの心の豊かさにつながるまち
- ・世界中から人材や情報が集まり、知的資源の集積と交流から新たな価値を生み出すまち
- ・未来を担う子どもや若者が学びを通じて心豊かに成長し、社会に羽ばたく力を伸ばすまち
- ・城下町の歴史的資産や伝統のもとに、創造的な文化風土を育み、世界性を持つ都市の個性が息づくまち

##### 「支え合う健やかな共生の都」

ーやすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市ー

- ・誰もが健やかに生涯にわたって生きがいを持ち、自立して豊かな生活を送ることができるまち
- ・安心して子どもを生み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまち
- ・すべての市民が人間の尊厳を大切に、多様性を認め合いながら、能力を発揮することができ、一人ひとりが尊重されるまち
- ・災害への十分な備えがなされ、互いに支え合い、安全に安心して暮らすことができるまち

##### 「自然と調和し持続可能な潤いの都」

ー低炭素型の都市システムを持ち、魅力的で暮らしやすい杜の都ー

- ・環境負荷の小さい都市の構造を持ち、市民生活や経済活動の中に低炭素・資源循環の仕組みが備わるまち
- ・公共交通を中心とした利便性の高い交通体系のもと、郊外の良好な生活環境を維持しながら都心や拠点に高度な機能を集約した、誰もが快適に暮らし活動できるまち
- ・多様な生態系や潤いと恵みに満ちた豊かな自然に包まれ、緑と水のネットワークや杜の都の文化風土を継承する個性的な都市景観がやすらぎを醸し出す美しいまち
- ・里山や田園が保全活用され、農林業の多面的な機能を都市の力に生かすまち

**「東北を支え広く交流する活力の都」**

—魅力と活力にあふれ、世界とつながる中枢都市—

- ・活力に満ちた産業活動が展開され、多様な雇用の機会を創り出すまち
- ・産学官民の連携により付加価値の高い産業が広がり、創造的な人材をひきつけるまち
- ・多彩で独自性のある都市の魅力が創られ、賑わいと活力に満ちたまち
- ・高次の都市機能を持ち、アジアをはじめとした世界と交流し、東北の自立的発展を支えるまち

**(2) 区別計画**

宮城野区の圏域は、都心および周辺地域、丘陵住宅地域、北部住宅・田園地域、東部住宅・産業・田園地域に区分され、事業計画地は東部住宅・産業・田園地域に位置する。

若林区の圏域は、都心および周辺地域、郊外住宅地域、産業・交流地域、田園・海浜地域に区分され、事業計画地は郊外住宅地域に位置している。

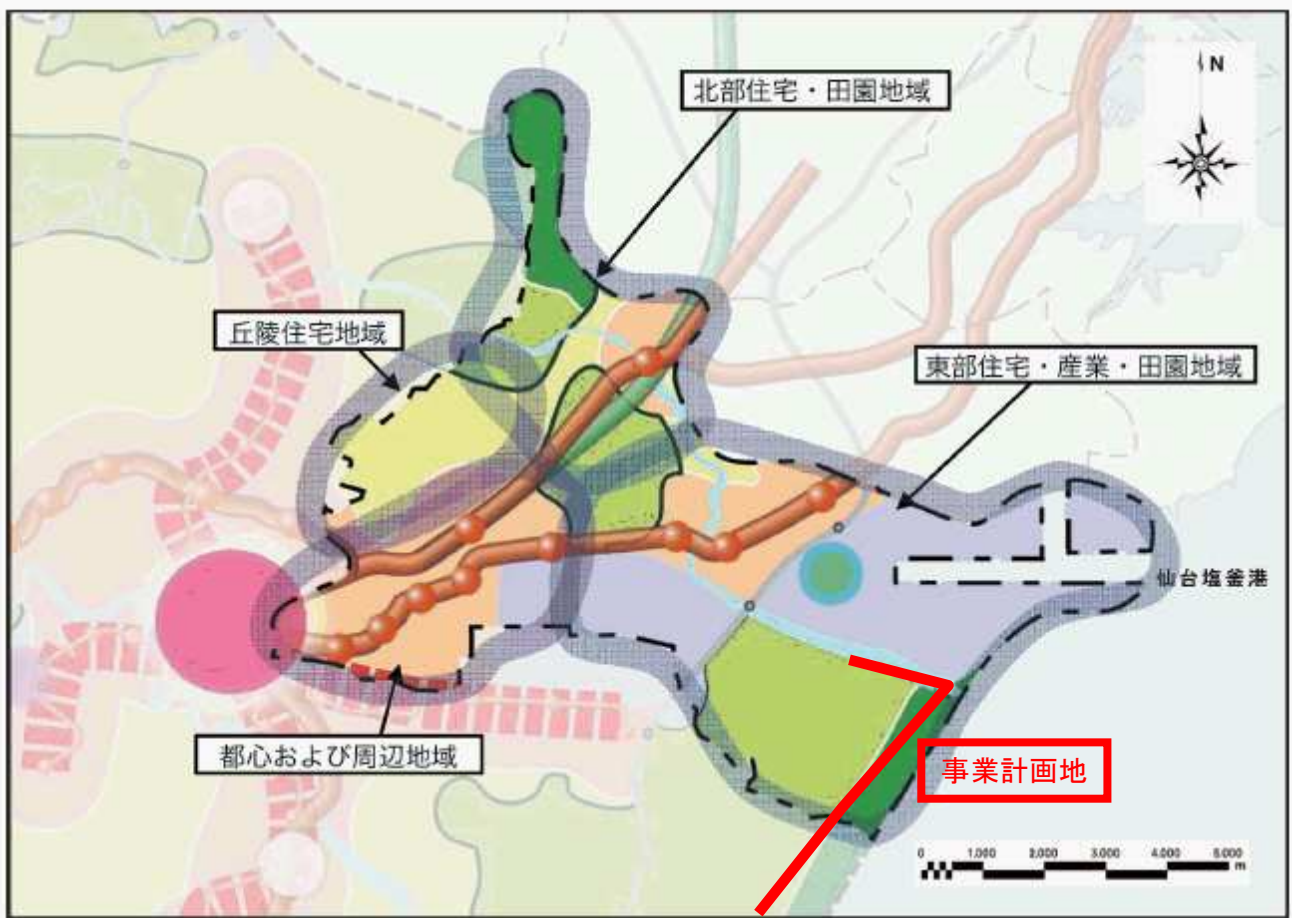
**表 4.8-14(1/2) 施策の基本方向**

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
宮城野区東部住宅・産業・田園地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな田園と蒲生干潟などの自然豊かな海岸が広がる。</li> <li>・仙台塩釜港および背後地周辺では港湾の整備と連携した産業振興・流通の拠点形成を促進するための基盤整備が進んでいる。</li> <li>・JR仙石線の駅周辺において、土地区画整理事業などの実施により市街地形成が進み、若い世代が転入などにより増加している。</li> <li>・扇町・日の出町地区は、若林区の卸町・六丁の目地区と一体となって、流通・産業地域を形成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台港背後地土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内にある高砂中央公園や近隣公園の整備を実施する。</li> <li>・仙台塩釜港および周辺地区の物流・交流機能の強化に向け、(仮称) 仙台港インターチェンジの整備を促進するとともに、アクセス道路の整備を推進する。</li> <li>・市道の交差点改良や踏切改良等、歩行者などの道路利用者の安全対策を実施する。</li> <li>・蒲生干潟などの海岸線や、貞山運河などにおいてサイクリングロードを生かした水辺環境の創出を図る。</li> <li>・津波に対する取り組みを、地域住民、関係機関と連携して進める。</li> <li>・西原地区等において、ポンプ場建設などによる雨水対策事業の推進を図る。</li> </ul>

表 4.8-14 (2/2) 施策の基本方向

地域名	特性と動向	主な施策の基本方向
若林区郊外住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都心および周辺地域の東部から国道4号を挟んで低層戸建を主とする住宅地が広がり、幹線道路沿いに中高層の集合住宅や業務ビルが立地する。</li> <li>・地下鉄東西線の（仮称）荒井駅周辺地区においては、周辺の田園環境を生かし、多様な魅力を持った東部地域の中心となる新しい街の形成が期待されている。</li> <li>・近年は区画整理事業による市街地整備がなされた荒井地区等で人口が増加する一方、古くからの住宅地がある既成市街地では高齢化が進行している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場の整備やバスの結節などにより地下鉄東西線等の鉄道へのアクセス性を高め、生活圏域における公共交通の利便性の向上を図る。</li> <li>・地域における小売業・サービス業の機能を維持するため、地域のまちづくりと一体化した商店会などの取り組みを支援する。</li> <li>・建築物等の耐震化と不燃化を促すとともに、豪雨時の雨水排水対策などを進める。また、地域共助による災害時要援護者への支援を促すなど、地域と行政が連携して災害発生時の被害を減じるための取り組みを進める。</li> <li>・保育需要に適切に対応するために保育サービスの充実を図るほか、地域の創意を生かし、地域と共に安心して子育てができる環境づくりを進める。</li> <li>・新市街地の整備による居住者の増加に対応して、地域による新たなコミュニティ形成の取り組みを支援し、東部地域の核となる新しいまちの形成を図る。</li> </ul>
太白区名取川右岸地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の形成が、水害の心配される名取川下流域の低い土地にも進んでいる。</li> <li>・幹線道路や南仙台駅周辺を中心に、市街地開発により商業施設の集積が進んでいる。</li> <li>・市街地の分断および交通渋滞の解消に向け、南仙台駅を結節拠点とした交通体系の構築と幹線道路および生活道路などの整備を求める声が多くある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水排水施設の整備を図り、浸水に対する地域全体の防災力を高める。</li> <li>・安心して子育てができるよう、地域で見守り、支援していく環境づくりを進める。</li> <li>・柳生和紙の紙漉などの区内の伝統文化や自然、歴史的資源を活用し、子どもたちの地域理解を進めるとともに、地域への愛着を涵養する。</li> <li>・幹線道路の整備を進め、南仙台駅を結節点とした交通体系の構築などを図る。</li> <li>・住み始めた時期の異なる住民同士の交流や子どもから高齢者までの幅広い世代間の交流の機会づくりを促進するとともに、地域活動への支援を通じ、地域の活性化を図る。</li> </ul>

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点（泉中央地区・長町地区）		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 （地下鉄南北線沿線・東西線沿線）		地下鉄（南北・東西線）
	鉄道沿線区域				自動車専用道路
	市街地ゾーン		機能拠点 国際経済流通拠点 （仙台塩釜港周辺地区）		行政界・区界
	市街地ゾーン		機能拠点 国際学術文化交流拠点 （青葉山周辺地区）		
	郊外区域				
	工業・流通・研究区域				

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市総務企画局企画部企画調整課）

図 4.8-8 宮城野区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
					郊外区域
	工業・流通・研究区域		国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区)		行政界・区界
			国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成23年5月 仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 4.8-8 若林区の地域区分図



	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線	
	集落・里山・田圃ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線	
		鉄道沿線区域		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
		郊外区域			機能拠点	
		工業・流通・研究区域		国際経済流通拠点 (仙台空港周辺地区)		行政界・区界
			国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)			

資料：仙台市基本構想・基本計画（平成 23 年 5 月 仙台市企画調整局政策部総合計画課）

図 4.8-9 太白区の地域区分図



#### 4) 仙台市都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月改定 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は、本方針に基づいて行っていくものとしている。

土地利用の方針図を図 4.8-8 に示す。事業計画地は、集落・里山・田園ゾーンとなっている。

表 4.8-15(1/2) 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

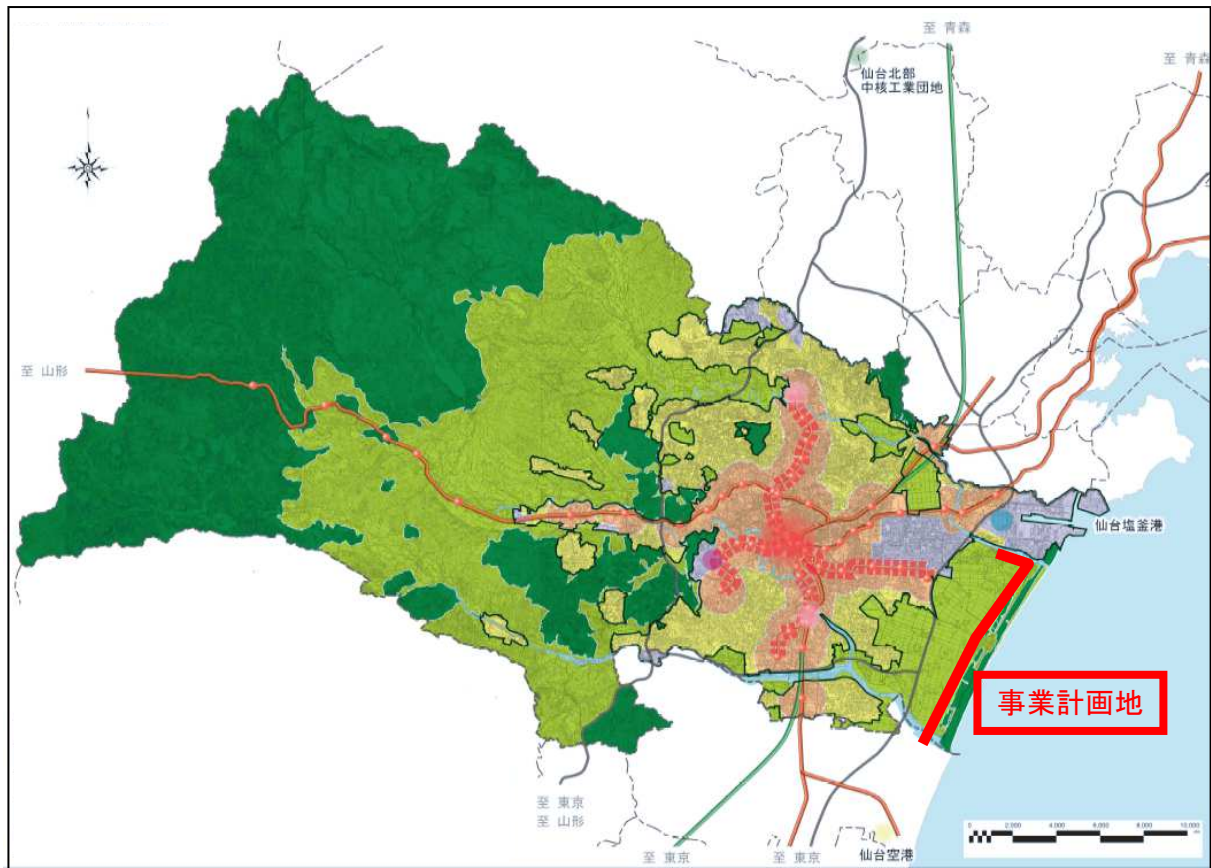
ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など			
土地利用の基本方針	自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。			
	集落・里山・田園ゾーン	<p>自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。</p> <p>土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。</p> <p>里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。</p> <p>田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。</p>			
	市街地ゾーン	<p>市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の 3 つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。</p> <p>豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。</p>			
		<table border="1"> <tr> <td>鉄道沿線区域</td> <td> <p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p> </td> </tr> <tr> <td>工業・流通・研究区域</td> <td> <p>将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p> </td> </tr> </table>	鉄道沿線区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>	工業・流通・研究区域
鉄道沿線区域	<p>交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。</p>				
工業・流通・研究区域	<p>将来的な動向なども踏まえ、それぞれの機能のさらなる集積と国際的・広域的な産業機能や研究開発機能の一層の集積とともに、産業構造の変化に対応した地域産業機能を集積する。</p> <p>また、大震災への備えとしての防災機能を高めるため、都市全体としての流通・業務機能の強化を進める。</p>				

資料：都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

表 4.8-15(2/2) 土地利用の基本方針及び都心、拠点、都市軸形成の方針

ゾーン、都心、拠点及び都市軸		基本方針など	
土地利用の基本方針	市街地ゾーン	郊外区域	<p>市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。</p> <p>特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。</p> <p>また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。</p>
	都心	<p>東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。</p> <p>また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。</p>	
都心、拠点、都市軸形成の方針	拠点	<p>都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。</p>	
		広域拠点	<p>泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。</p>
		機能拠点	<p>仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。</p>
都市軸	<p>東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。</p> <p>また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。</p>		
	東西都市軸	<p>地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。</p>	
	南北都市軸	<p>都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。</p>	

資料：都市計画マスタープラン（平成24年3月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）



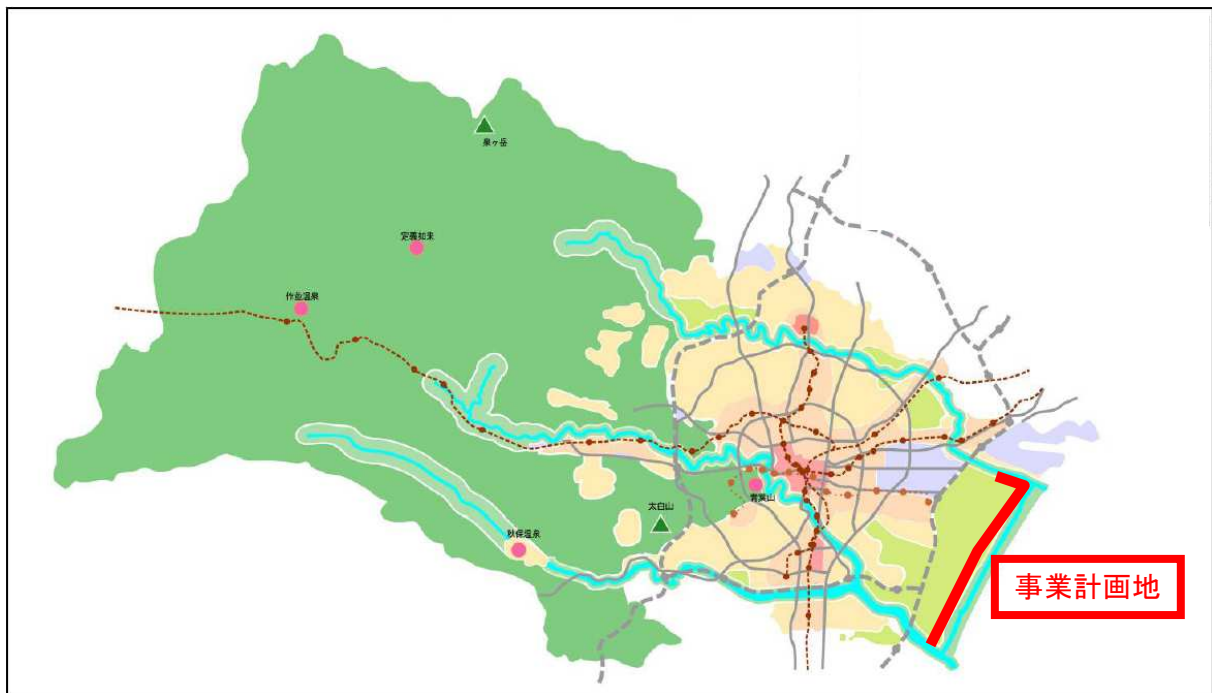
	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線		
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点(泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線		
	市街地ゾーン		機能拠点			国際経済流通拠点 (仙台塩釜港周辺地区)	地下鉄(東西・南北線)
						学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)	自動車専用道路
	郊外区域		都市軸 (地下鉄東西線沿線・南北線沿線)		行政界(市域界)		

資料：都市計画マスタープラン（平成24年3月 仙台市都市整備局計画部都市計画課）

図 4.8-10 土地利用方針図

### 5) 仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）

「仙台」は「杜の都」と呼ばれ、広瀬川沿いの緑豊かな環境と市街地を含む丘陵、定禅寺通と青葉通のケヤキ並木など、自然の恵沢とそれらと相まった都市の風景が魅力である。こうした姿は、伊達政宗公による屋敷林の奨励以来、戦後復興のまちづくり等を経て積み上げられてきたものであり、「杜の都の環境をつくる条例」や「広瀬川の清流を守る条例」、さらには「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図るものであり、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を進めていくもので、平成 21 年 3 月に策定された。事業計画地は、田園地ゾーンに位置している。



凡		例	
自然景観	山並み緑地ゾーン	■ ■ ■ ■	軌道系交通機関
	河川・海岸地ゾーン	● ● ● ●	東西線計画路線
	田園地ゾーン	■ ■ ■ ■	自動車専用道路
市街地景観	商業業務地ゾーン	— — — —	主要幹線道路
	沿線市街地ゾーン	— — — —	河川
	郊外住宅地ゾーン		
	流通業務地ゾーン		
	行楽地ゾーン		

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局計画部都市景観課）

図 4.8-11 景観計画におけるゾーン

表 4.8-16 景観計画区域における景観形成の方針

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地帯と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄や JR などの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台北城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局都市景観課）

表 4.8-17 景観形成の方針（田園地ゾーン）

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広がりのある緑豊かな田園景観の保全と形成を図る</li> <li>● 田園地帯の原風景となる居久根や農村集落の景観の保全と形成を図る</li> <li>● 遠景を望む眺望ポイントとしての景観形成を図る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 六郷、七郷、根白石、岩切、田子等広がり、まとまりのある田園地帯を形成維持し緑豊かな田園景観とする。</li> <li>■ 岡田、上飯田、野村、根白石等まとまった居久根のある農村独特の田園風景を原風景として維持する。</li> <li>■ 仙台東部地区等は、蔵王等の山並みや丘陵地景観、市街地の街並みが眺望できる広がりのある田園を保全する。</li> <li>■ 田園地帯にある大沼、南長沼等の沼や七郷堀等の流れの景観を保全する。</li> </ul>

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成 21 年 3 月 仙台市都市整備局都市景観課）

表 4.8-18 建築物等に対する方針（田園地ゾーン）

- 田園景観や農村集落景観との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。
- 伝統文化を継承する居久根との調和に配慮する建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等とする。
- 田園地に突き立つ塔類や建築物等は、遠方の蔵王や太白山、泉ヶ岳、七ツ森などの眺望景観に配慮する形態・意匠、色彩、高さ等とする。

資料：仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月 仙台市都市整備局都市景観課）

#### **6) 仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜企画課）**

仙台市緑の基本計画は、前計画「仙台グリーンプラン 21」を踏まえ、社会状況の変化、東日本大震災からの復興、生物多様性を支える自然環境の保全、新たな都市構造に対応した質の高い緑あふれる都市空間の形成、市民や事業者が主体となる緑のまちづくりの促進を重要な課題ととらえ、これまでの施策を見直し、東部地域の緑の再生及びより緑豊かな都市づくりの推進を目的として策定された。

表 4.8-19(1/2) 仙台市みどりの基本計画の概要

基本理念	みんなで育む「百年の杜」
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心のまちづくり</li> <li>・自然環境の保全・再生</li> <li>・生活環境の向上</li> <li>・仙台らしさを育む</li> <li>・市民協働の推進</li> </ul>
目指すべき「百年の杜」の将来の姿	<p>① 自然災害から市民生活を守るみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸林や公園の丘などにより、津波、暴風、飛砂などの自然災害から市民生活が守られている。</li> <li>・丘陵部などの樹林地が保全され、適正に管理されている。</li> <li>・災害発生時などに避難場所や復旧支援の場などの多様な用途に利用できる身近な公園がある。</li> <li>・市民、市民活動団体、事業者などが日常的に公園と関わりを持ち、非常時にも地域の実情に応じて活用している。</li> </ul> <p>② 地球環境を守り、地域環境をつくるみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山から、里山、市街地、田園、海岸へとみどりが連続し、多様な生物が生息・生育している。</li> <li>・多様な自然環境が法律や条例により適切に保全され、多様な生態系サービスをもたらす里山・田園などが継続的な営みにより適正に管理されている。</li> <li>・保存緑地や都市緑地の保全及び都市の緑化により、都市にみどりのネットワークが形成され、身近な地域に様々な生物が生息・生育している。</li> <li>・みどりの適正な管理により、木質資源の循環や健全な水循環が確保されている。</li> <li>・市民、市民活動団体、事業者などが連携し、みどりの保全活動を行っている。</li> </ul> <p>③ 暮らしの質を向上し、ゆとりと潤いをもたらすみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民ニーズに対応して公園が整備され、多様な管理運営により、多くの市民に利用されている。</li> <li>・ユニバーサルデザインが導入され、また遊具や樹木が適切に管理されており、誰もが安全に安心して公園を利用できる。</li> <li>・公園、街路樹、河川、公共施設や民間施設などのみどりを身近に感じることができる。</li> <li>・公園の整備、運営や維持管理に市民、市民活動団体、事業者が積極的に参加しており、日常的に多くの市民が様々な活動で公園に集まり、活発な交流がある。</li> </ul> <p>④ 仙台らしさを表すみどり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史資源や文化資源がみどりで彩られ、杜の都の風格を感じることができる。</li> <li>・屋敷林（居久根）が農地とともに保全・再生され、田園地域の文化的景観が守られている。</li> <li>・都心部にみどりがとけ込み魅力的な都市景観をつくっている。</li> <li>・青葉山公園、西公園や八木山動物公園などの鉄道沿線に拠点となる公園が整備され、市民や観光客でにぎわっている。</li> </ul> <p>⑤ 市民が育むみどり、みどりに育まれる市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、市民活動団体、事業者がみどりは市民共有の財産であるという意識をもち、主体的にみどりを守り、育む活動を行っている。</li> <li>・みどりを未来につないでいくために、世代を越えて、みどりを学ぶ活動が行われている。</li> <li>・みどりにより人・世代・地域がつながりを持ち、多様なコミュニティが形成されている。</li> </ul>

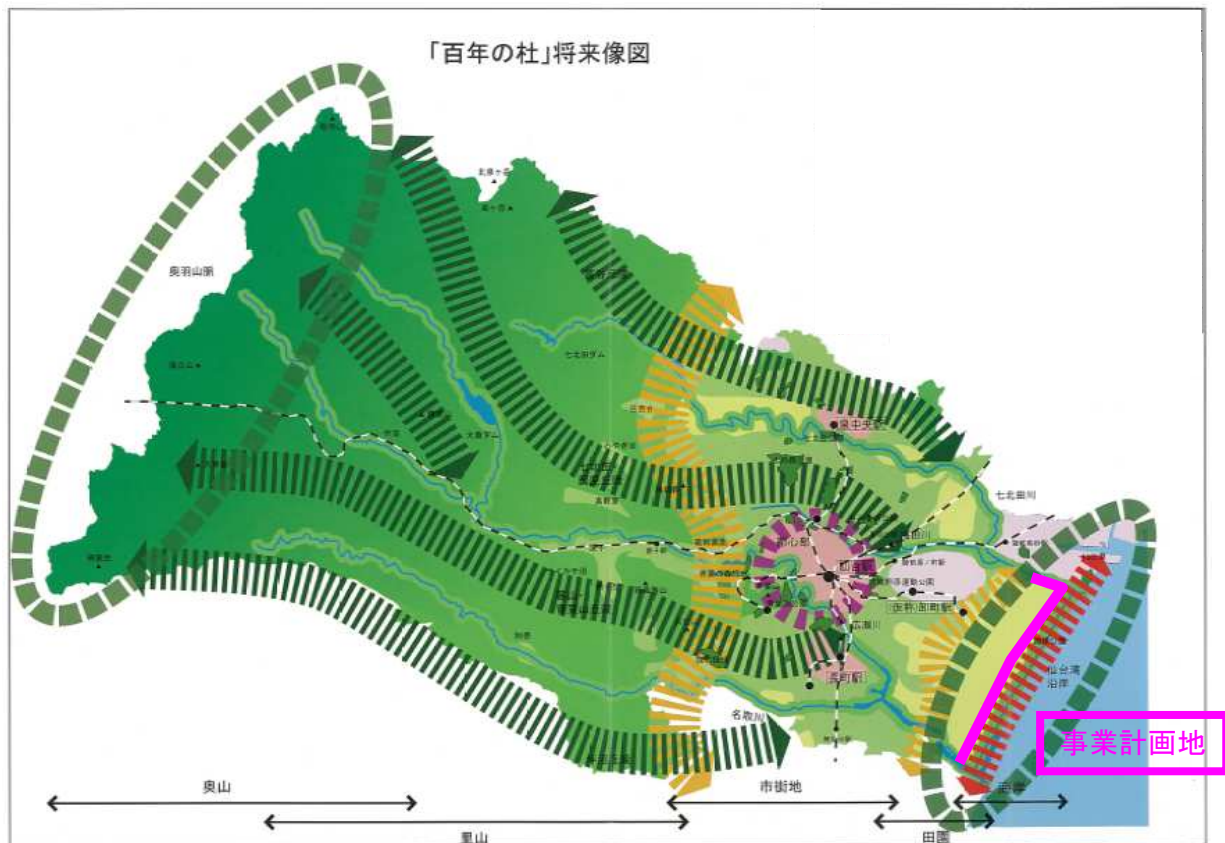
資料：仙台市みどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



表 4.8-19(2/2) 仙台市みどりの基本計画の概要

基本理念	みんなで育む「百年の杜」
目標	<p>●質に関する目標</p> <p>目標 1 自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 2 生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 3 市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 4 歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高める。</p> <p>目標 5 市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携して市民がみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高める。</p> <p>●量に関する目標</p> <p>目標 1 市全域のみどりの総量の維持・向上を目指す（平成 21 年度市全域の緑被率 78.8%）</p> <p>目標 2 都市計画区域の都市公園など（都市公園及びその他のオープンスペースとなる施設緑地）を市民一人当たり 20 m<sup>2</sup>とする（うち都市公園は市民一人当たり 17 m<sup>2</sup>）（平成 22 年度 都市公園など一人当たりの面積 15.8 m<sup>2</sup>、都市公園 12.8 m<sup>2</sup>）</p> <p>目標 3 市街地のみどりの総量の維持・向上を目指す。（平成 21 年度 市街地の緑被率 29.8%） 市街化区域において担保性のある緑地を 250ha 増やす。（平成 22 年度 市街化区域における担保性のある緑地 約 2、200ha（重複無））</p> <p>●みどりの市民満足度調査による評価項目 身近なみどりが量と質ともに十分であると感じている市民の割合</p>

資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



	凡 例	概 要	
みどりの骨格		みどりの核	豊かな自然環境を有する奥羽山脈のみどりと仙台湾のみどり
		水が育むみどり軸	奥羽山脈から仙台湾をつなぐ水の軸
		山地・丘陵地のみどり	天然林や植林地、雑木林等の多様な自然環境を有する山地・丘陵地のみどり
		田園のみどり	農地や屋敷林(居久根)などの田園のみどり
みどりの市街地		みどりと共生する暮らし空間	豊かなみどりに包まれた潤いある生活空間
		みどり美しいまちなか空間	社の都にふさわしいみどりによる魅力あふれるまちなか空間
		みどり豊かな産業活動空間	適切なみどりの配置による安らぎと賑わいの都市空間
		みどりの拠点	主な都市公園等(8ha以上)及び市街化区域内の保存緑地(4ha以上)
みどりのネットワーク		自然とまちをつなぐみどり	みどりの骨格とみどりの市街地をつなぎ、生物多様性を保全するみどりのネットワーク
		市街地を縁取るみどり	市街地を包み込み自然環境や自然景観を守るみどりのネットワーク
		歴史・文化のみどり	都心部を取り囲み、社の都の風格を与えるみどりのネットワーク
		沿岸部の防災のみどり	自然災害から都市を守る海岸林や海岸公園などのみどり
<small>※みどりのネットワークについては(東部の市街地を縁取るみどりを除く)津波災害や土砂災害などの自然災害を減災する防災のみどりと位置付ける</small>			

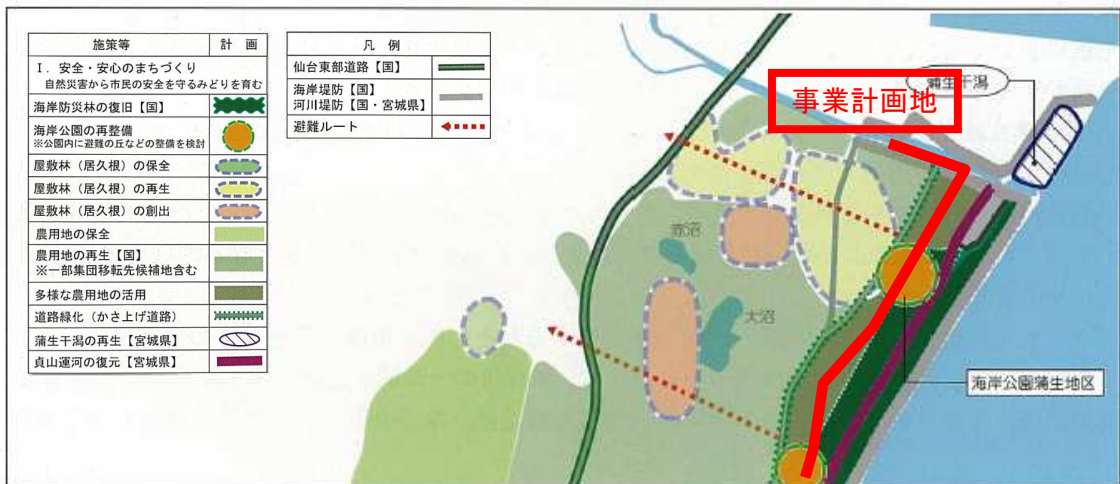
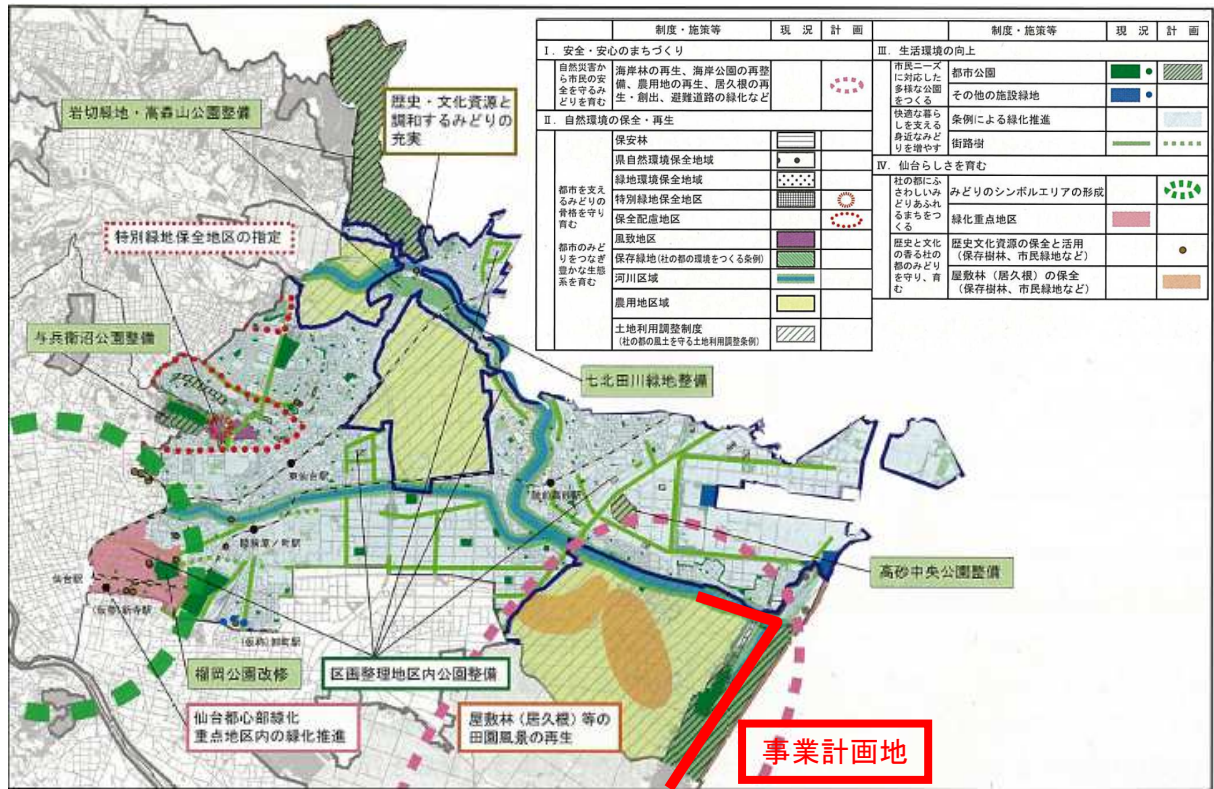
資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.8-12 みどりの将来像図

表 4.8-20 宮城野区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
宮城野区	<p>東部は太平洋に面し、蒲生干潟や海岸松林、歴史的資源である貞山運河などを有し、また七北田川の下流には農地が広がり、良好な田園景観を形成していたが、震災により大きな被害を受けている。北部には利府町・富谷町の樹林地と一体となった県民の森緑地環境保全地域があり、コナラ・アカマツの雑木林が分布している。</p> <p>市街地には、日本の都市公園 100 選に選定されている榴岡公園や大規模な運動施設を有する宮城野原公園、ため池や周辺の樹林地などの自然環境を生かした与兵衛沼公園、大堤公園、鶴ヶ谷中央公園などの公園が分布している。また仙台駅東口から宮城野原公園に至る宮城野通はケヤキ並木を中心としたにぎわいのある通りとなっている。</p> <p>さらに、文化財がある（仮称）岩切緑地、高森山公園や善応寺、大拙庵などの社寺林のある保存緑地など、歴史的・文化的資源と調和するみどりが分布している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の被害を受けた蒲生干潟や海岸林、貞山運河などの自然資源を再生する。また七北田川などの河川や農地を保全・再生する。（仮称）岩切緑地や与兵衛沼公園については、豊かな自然環境を生かした整備を進める。</li> <li>・市街地に分布する樹林地については、特別緑地保全地区などの指定を検討する。</li> <li>・七北田川や貞山運河のサイクリングロードによる交通ネットワークの構築に合わせ、沿川にあるみどりを生かした魅力ある都市空間を創出する。</li> <li>・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。</li> <li>・街路樹については地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。</li> <li>・都心部においては、公共施設や民有地の緑化を進める市街地のみどりの回廊づくり事業を進め、杜の都にふさわしいみどりあふれる都市景観を形成する。</li> <li>・高砂中央公園や近隣公園を整備することにより、仙台港背後地区の魅力を向上する。</li> <li>・鶴ヶ谷中央公園は健康づくりの拠点として活用する。</li> <li>・保存緑地に指定されている社寺林や保存樹木に指定されている名木・古木などの歴史的景観と調和したみどりを保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。</li> <li>・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。</li> </ul>

資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



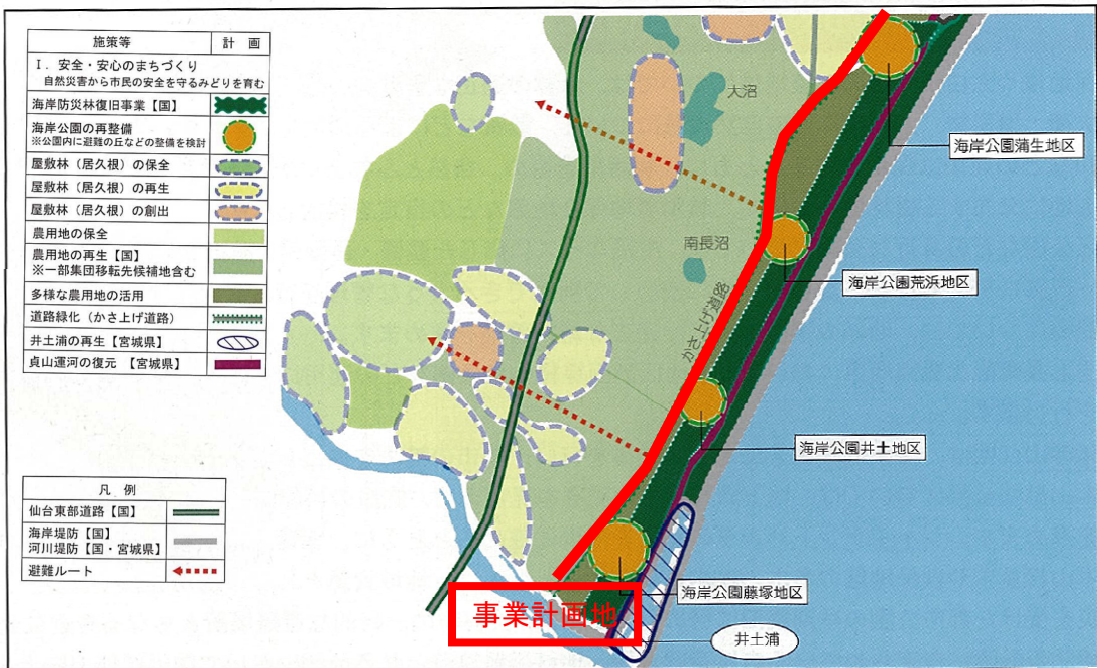
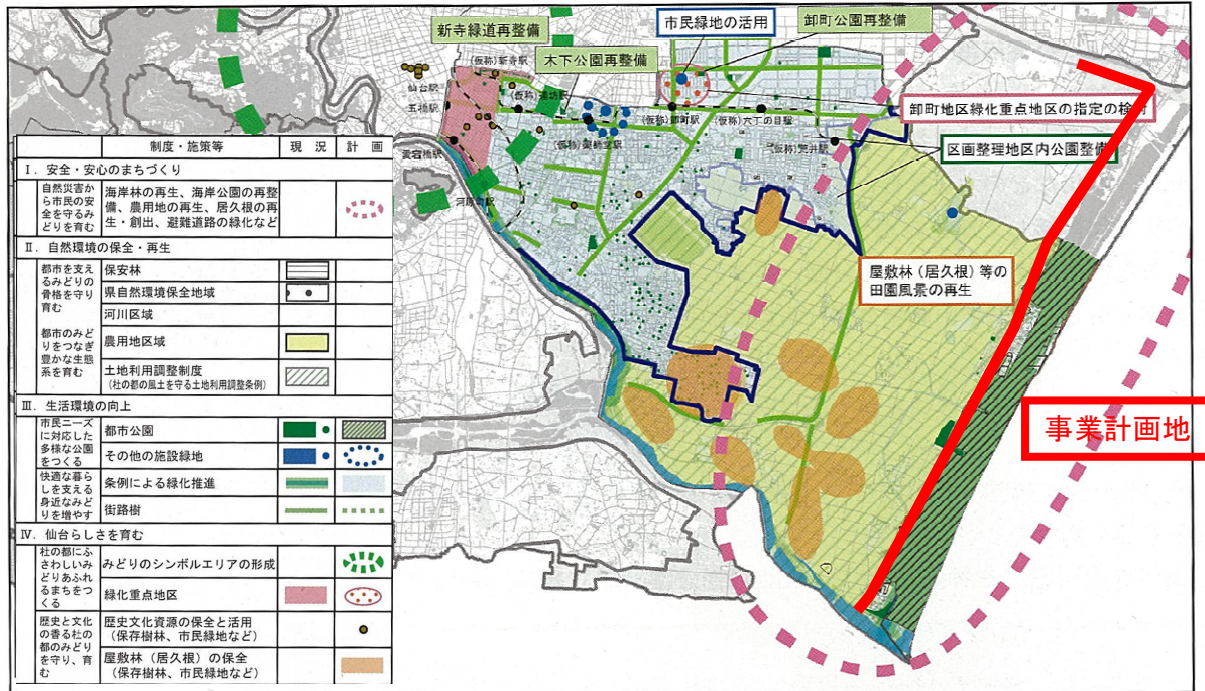
資料：仙台市みどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.8-13 具体的施策図（宮城野区）

表 4.8-21 若林区のみどりのまちづくりの方向性

	概要	みどりのまちづくりの方向性
若林区	<p>海浜地域の井土浦の干潟、海岸松林や広瀬川、大沼などのため池、歴史的遺産である貞山運河や六郷堀、七郷堀などの水辺景観が広がり、東部地区では、海岸公園、大沼水辺の広場、農業園芸センターなどの魅力的なレクリエーション施設が分布するとともに、田園地域には優良農地が広がり、仙台の田園景観を特徴づける居久根が分布していたが、震災によりいずれも大きな被害を受けている。</p> <p>卸町通には緑量のあるケヤキ並木があり、グリーンベルトを形成している。</p> <p>市街地には、陸奥国分寺跡や薬師堂などの歴史的資源が分布しており、周辺の樹林と一体となった歴史的景観を形成している。広瀬川沿いの宮沢緑地では、水に親しむことができ、数多くの市民イベントが開催されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災の被害を受けた海岸林、井土浦、農地、大沼などのため池、広瀬川などの河川について保全・再生を図る。また貞山運河や六郷堀、七郷堀などの歴史的資源を復元するとともに、その活用を図る。</li> <li>・街区公園などの身近な公園については、市民ニーズに応じた整備・再整備を進めるとともに、適正な機能の維持・改善に努めるなど、誰もが安全に安心して利用できるような管理を行う。</li> <li>・街路樹については、地域の実情に応じた適正な維持管理を進める。</li> <li>・卸町地区においては、市民緑地の活用や民有地の緑化などと合わせ、みどりあふれ魅力ある地区形成を行うため、公園やケヤキ並木を中心とした地区の緑化重点地区指定を検討する。</li> <li>・海岸公園は津波減災機能を持つ海岸防災林を再生するとともに、利用者の安全確保に配慮しながら、スポーツ・レクリエーション施設の再整備を進める。</li> <li>・歴史的資源である社寺林や屋敷林（居久根）を保全するとともに、みどりと調和した歴史的景観や田園景観を保全する。また、津波により被災した屋敷林（居久根）の再生や集団移転先となる地域での屋敷林（居久根）の創出に努める。</li> <li>・保存樹木として指定されている名木・古木の保存をするとともに、地域資源としての活用を図る。</li> <li>・被災を受けた都市公園の早期復旧に努めるとともに、災害時の一時的な避難場所ともなる身近な公園の整備や地域防災計画に指定されている広域避難場所、地域避難場所となる公園において防災機能の向上を図る。</li> </ul>

資料：仙台のみどりの基本計画（平成 24 年 7 月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）



資料：仙台のみどりの基本計画（平成24年7月 仙台市建設局百年の杜推進部百年の杜推進課）

図 4.8-14 具体的施策図（若林区）